

久留米市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画  
【平成 28 年度～令和 9 年度】

令和 4 年 3 月改定  
久留米市



## — 目 次 —

### **第1章 はじめに**

#### **第1節 基本計画の中間見直しについて**

1. 計画策定の背景と目的	• • • • • 1
2. 計画策定後の廃棄物を取り巻く国内外の情勢の変化	• • • • • 1
3. 計画の期間	• • • • • 3

### **第2章 計画後期の基本方針と目標**

#### **第1節 基本的方向について**

1. 基本方針	• • • • • 4
2. 計画の目標	• • • • • 4
3. ごみ排出量の年度別予測	• • • • • 5

### **第3章 目標達成のための施策**

#### **第1節 具体的施策について**

施策 1. 2R（発生抑制・再使用）+R（再資源化）の推進	• • • • • 7
(1) リデュースの推進	• • • • • 7
(2) リユースの推進	• • • • • 8
(3) リサイクルの推進	• • • • • 8
(4) 環境啓発・学習の推進	• • • • • 8
(5) 市民や事業者との協働によるごみ減量の取組み	• • • • • 9
施策 2. ごみの適正処理	• • • • • 9
(1) 分別の徹底	• • • • • 9
(2) 効率的で安定した収集運搬体制の確立	• • • • • 9
(3) 安全で適正な中間処理及び最終処分	• • • • • 10
(4) 災害時広域連携の推進	• • • • • 10
施策 3. 安定的なごみ処理施設の運営・整備	• • • • • 10
(1) 中間処理施設の整備・運営及び最終処分場の運営	• • • • • 10
(2) 施設の安全監視の推進	• • • • • 11
(3) 制度統一に向けた取組みの推進	• • • • • 11

## **第4章 ごみ処理体制及び施設の状況**

### **第1節 ごみ処理体制**

1. 分別収集	• • • • 13
(1) 久留米・城島・三瀬地域	• • • • 13
(2) 田主丸地域	• • • • 14
(3) 北野地域	• • • • 16
2. 処理施設の状況	• • • • 17
(1) 中間処理施設の概要	• • • • 17
(2) 最終処分場の概要	• • • • 18

## **第5章 計画の推進**

### **第1節 計画の推進体制**

(1) 市民の役割	• • • • 19
(2) 事業者の役割	• • • • 19
(3) 市の役割	• • • • 19

### **第2節 計画の進行管理**

## **資料編**

資料 1 前計画の総括について	• • • • 1
資料 2 計画前期（平成28年度～令和2年度）の総括について	• • • • 5
資料 3 清掃事業の沿革	• • • • 8
資料 4 組織図	• • • • 14
資料 5 ごみ排出及び処理・処分の概要	• • • • 16
資料 6 ごみ量推計	• • • • 24
資料 7 ごみ処理経費の推移	• • • • 26

### 第1節 基本計画の中間見直しについて

#### 1. 計画策定の背景と目的

これまで、わたしたちは大量生産・大量消費の社会システムにより物質的・経済的な豊かさを享受してきた反面、大量廃棄の社会を同時に生み出し、多量のごみを発生させるとともに、地球温暖化や天然資源の枯渇などの地球規模の環境問題を引き起こしてきました。

また、これらの環境問題に加え、近年では生物多様性の損失などの新たな環境問題も生じているところです。

このような状況の中、これらの環境問題を引き起こす一因である大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムを見直し、廃棄物の発生を抑制して、資源が効率良く循環する持続可能な循環型社会の構築が求められています。

こうした中、国におきましては、持続可能な発展を目指す循環型社会の形成に向けて循環型社会形成推進基本法を制定し、同法に基づく循環型社会形成推進基本計画を策定するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の改正や資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）をはじめとする個別のリサイクル法の制定・改正による法体系の整備を進めてきました。

一般廃棄物処理基本計画は、このような国の方針の中で、『廃棄物処理法第6条第1項』に基づき策定する計画です。この計画は、市町村が区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定め、長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。

また、国が示す「ごみ処理基本計画策定指針」では、計画の策定にあたり、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、国や県の法令や計画、一般廃棄物の発生の見込み、市民等の意識向上などを踏まえ、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討する必要があると示されています。

本市におきましては、『循環』をキーワードとして、循環型への社会構造転換でごみの発生抑制をめざし、久留米市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を平成12年3月に策定しました。この計画に基づき、市民・事業者から排出されるごみの発生抑制、リサイクルの推進に取組むとともに、ごみの安全・確実な処理を行っていくための一般廃棄物処理施設の整備等、環境に配慮した循環型のごみ処理体制の確立を目指してきました。

本計画は、前計画の平成27年度満了に伴い、平成28年度に新たに策定したものであり、策定から5ヶ年を経過したことから、一般廃棄物を取り巻く現状、計画前期の評価等を踏まえ、持続可能な循環型社会の構築に向けた各施策の一層の推進を目的とし、中間見直しを行うものです。

#### 2. 計画策定後の廃棄物を取り巻く国内外の情勢の変化

平成27年に開催された国連サミットで「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。SDGsは、国際社会全体の開発目標として、誰一人取り残さない社会の実現を目指しています。本計画に関連するゴール（大きな目標）を達成するためのターゲット（目標）には、小売・消費レベルにおける食糧の廃棄を半減させることや、廃棄物の発生防止や再生利用等により、廃棄物の発生を大幅に削減することなどが示されています。

日本においても「SDGs」の積極的な推進を図るとともに、海洋プラスチックごみによる環境破壊の抑止と資源の有効活用を図るため、国においては「3R+Renewable」を基本原則とし

た「プラスチック資源循環戦略」の策定と「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」の制定や、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため「食品ロスの削減の推進に関する法律」が制定され、様々な施策が求められています。

### 本計画に関連する S D G s のゴール

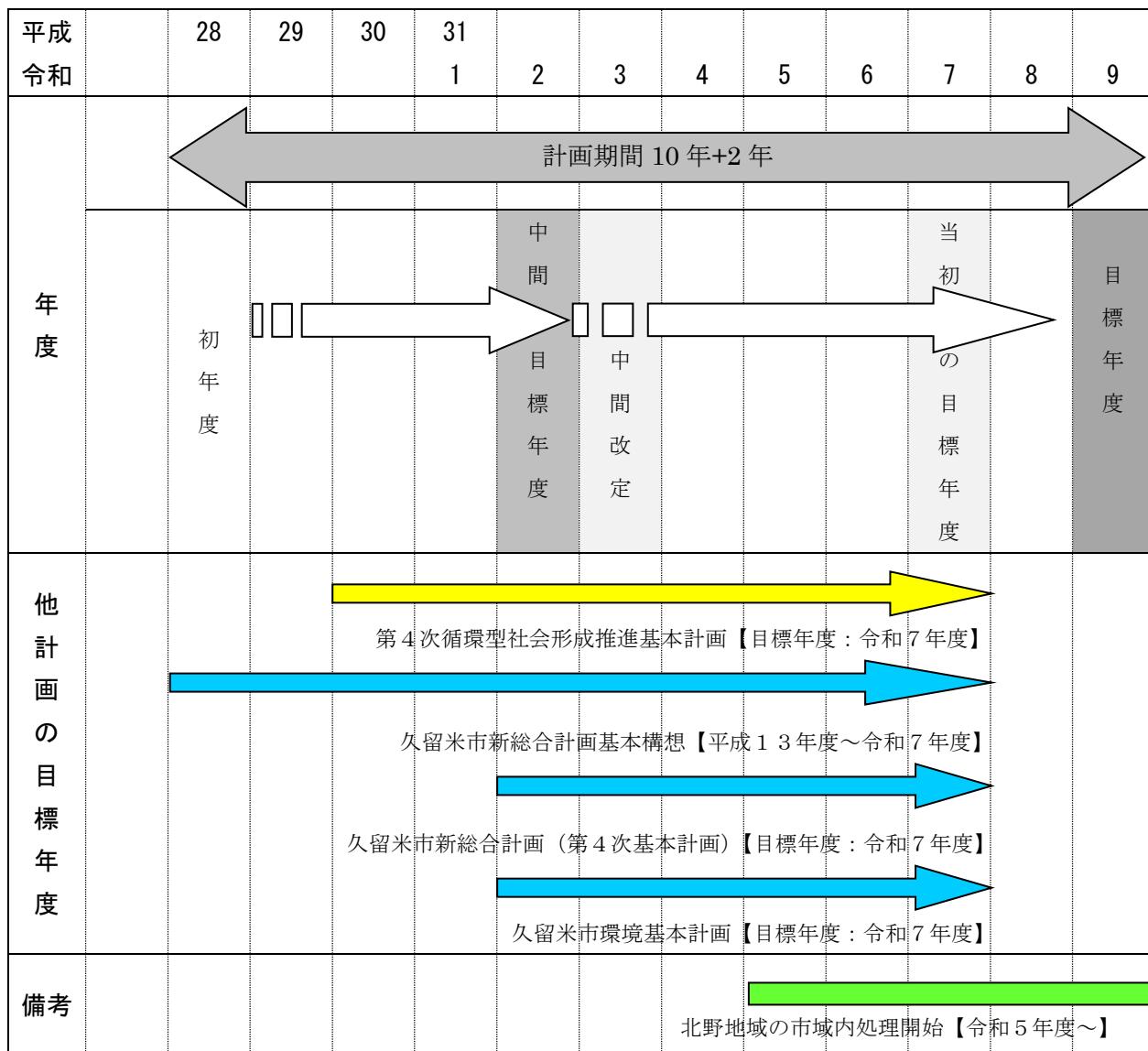
<b>1 貧困をなくす</b> 	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	<b>9 業界と技術革新の基盤をつくる</b> 	強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
<b>2 飢餓をゼロに</b> 	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	<b>11 住み続けられるまちづくりを</b> 	包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
<b>3 すべての人に健康と福祉を</b> 	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	<b>12 つくる責任つかう責任</b> 	持続可能な生産消費形態を確保する
<b>4 質の高い教育をみんなに</b> 	すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	<b>13 気候変動に具体的な対策を</b> 	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
<b>5 ジェンダー平等を実現しよう</b> 	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	<b>14 海洋豊かさを守ろう</b> 	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
<b>6 安全な水とトイレを世界中に</b> 	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	<b>15 精の豊かさも守ろう</b> 	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
<b>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b> 	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	<b>17 パートナーシップで目標を達成しよう</b> 	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
<b>8 繁栄がいつも経済底线も</b> 	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する		

### 3. 計画の期間

計画の期間については、国が示す「ごみ処理基本計画策定指針」では、目標年度を概ね10年から15年程度に設定し、概ね5年毎に見直すことが適切であると示されています。

これに基づき、本市の計画は、ごみ処理行政の長期的な方向性を定めるため、上津クリーンセンターの建替え後の稼働が令和10年度を予定していることや、田主丸地域は令和9年度末にうきは久留米環境施設組合からの脱退を目指していることから、計画期間を平成28年度から令和9年度までの12年間とします。

なお、計画の前提となる国の基本方針や社会情勢などの諸条件に大きな変動があった場合は必要に応じて見直しを行います。



### 第1節 基本的方向について

#### 1. 基本方針

本計画の上位計画である「久留米市新総合計画（第4次基本計画）」に掲げる「低炭素・循環型社会の構築」及び「第三次久留米市環境基本計画」に掲げる「循環型社会の構築」に向けて、以下の2つを基本方針として施策を推進していきます。

##### <ごみの発生抑制と資源循環に向けた取組みの推進>

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄のライフスタイルを見直し、「もったいない心」でモノを大切に使い、なるべくごみを出さない心豊かな暮らしを通して、限りある資源やエネルギーが効率よく循環する社会を目指します。持続的な発展が可能な社会に向けて、廃棄物等の発生そのものを抑制するリデュースを最優先にしたライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を進めます。

また、海洋プラスチック等による環境汚染や食品ロス問題、脱温温暖化など新たな課題への対応を行いながらこの社会の実現に向けては、市民・事業者・市の各主体が役割に応じて自ら3Rを実践し、連帶して行動していく取組みを行っていきます。

##### <循環型社会に対応した適正なごみ処理体制の確立>

市民生活・事業活動で排出されるごみについては、宮ノ陣クリーンセンターと上津クリーンセンターの南北2ヶ所体制による効率的かつ長期安定的な処理を行い、市民の快適な生活や円滑な事業活動を維持していきます。

#### 2. 計画の目標

- 分別の徹底、ごみ減量・再使用・リサイクル推進によるごみ排出量抑制

● 令和9年度目標値 市民一人一日当たりの排出量886グラム以下

(うち家庭系ごみ 市民一人一日当たりの排出量574グラム以下)

令和2年度中間目標値 943グラム以下

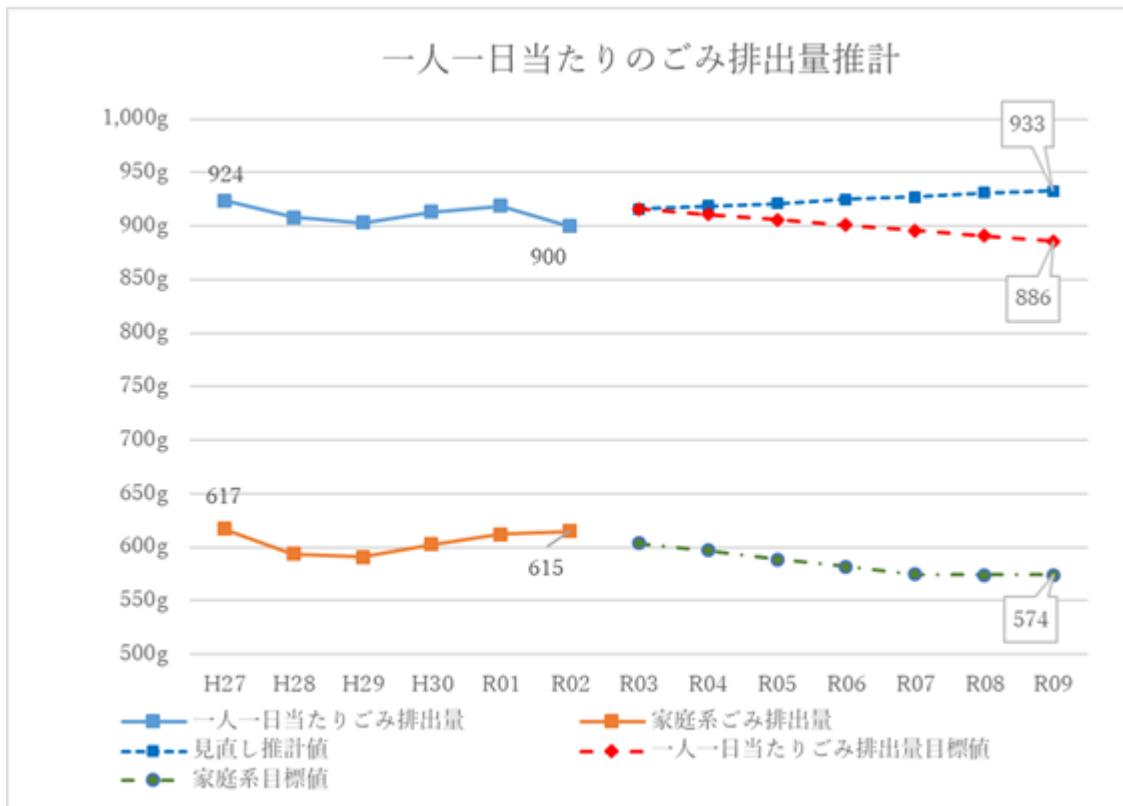
(うち家庭系ごみ 市民一人一日当たりの排出量611グラム以下)

- ごみ減量と不燃物・金属処理、主灰のリサイクルによる最終処分量の削減

● 令和9年度目標値 リサイクル率24パーセント以上

令和2年度中間目標値 リサイクル率23パーセント以上

### 3. ごみ排出量の年度別予測

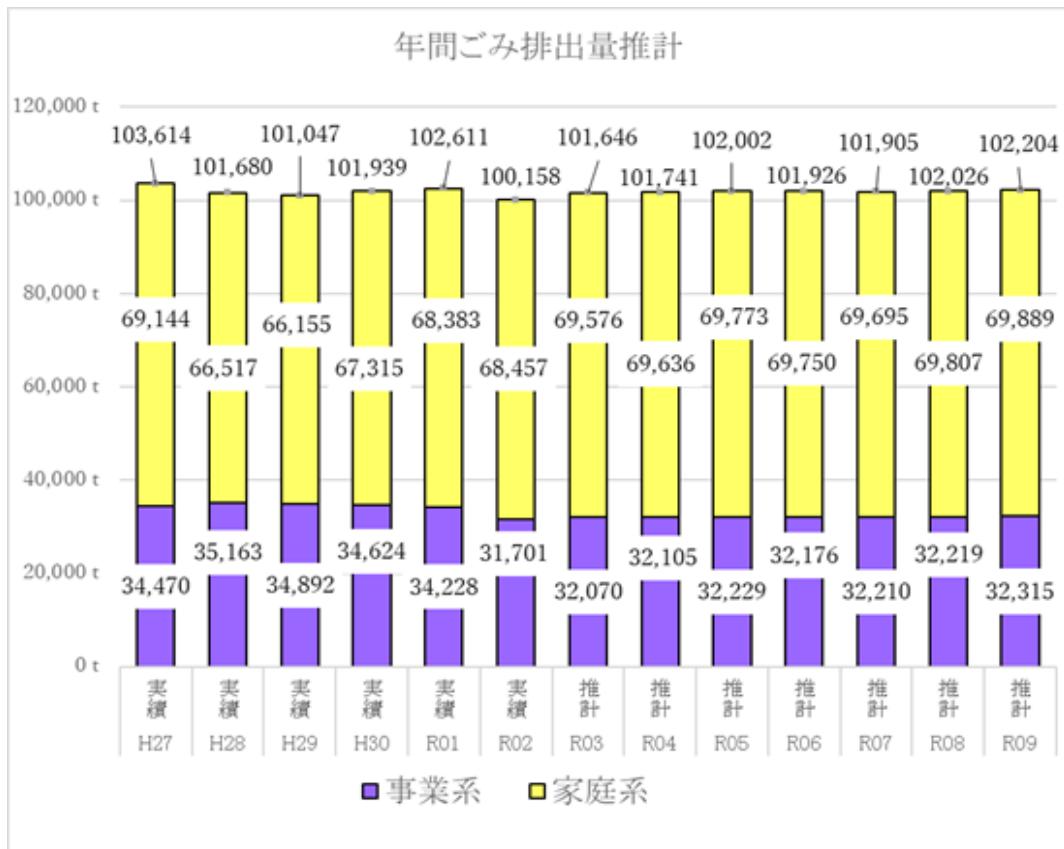


#### ※ ごみ排出量の将来推計

当初計画において平成 28 年度の一人一日当たりのごみ排出量を 987 g、目標年度である令和 7 年度では 997 g と推計していました。過去の実績をもとに最小二乗法にて再推計し、令和 9 年度の推計値を 933 g としました。

また、年間排出量推計は一人一日当たりごみ排出量に人口推計と年間日数を乗じて算定しています。

なお、本推計を算定するにあたり必要な将来人口の推移については、久留米市新総合計画第 4 次基本計画〔令和 2 年度～令和 7 年度〕の人口推計〔令和 9 年度 299,299 人〕を使用しています。



#### ※ ごみ排出量の目標値

現行計画において、ごみ排出量の目標として令和7年度に市民一人一日当たりのごみ排出量を886g以下、家庭系ごみ市民一人一日当たりのごみ排出量を575g以下、リサイクル率を24%以上と定めていました。また、中間目標値として令和2年度に一人一日当たりごみ排出量を943g以下、うち家庭系ごみ排出量を611g以下、リサイクル率を23%以上と定めておりました。実績としましては一人一日当たりごみ排出量が900gで達成していますが、家庭系ごみ排出量は615g、リサイクル率につきましては22.7%となっており、いずれも中間目標値を達成していません。

現計画の2年延長とごみ排出量推計を見直したことから、ごみ排出量の目標値も見直しを行い、一人一日当たりごみ排出量の目標値を推計値の933gから5%を削減した886gと定めます。  
(うち家庭系ごみ排出量の目標値は574g)

なお、この目標値は直近の市町村データで他市と比較しますと、62都市の中核市において16位相当となります。

リサイクル率については中間目標値が未達成であることから現状の24%以上を目標とします。

## 第3章 目標達成のための施策

### 第1節 具体的施策について

#### 施策1. 2R（発生抑制・再使用）+R（再資源化）の推進

「循環型社会」の構築のため、排出段階でのごみの抑制と分別の徹底によるごみ減量及び再使用を推進する施策を積極的に展開します。リデュース・リユースしてもなお発生する廃棄物については再資源化の推進に取組みます。

また、その実施に当っては、家庭系・事業系を問わず全てのごみ排出者を対象とし、市民・事業者・市が協働して、排出量の抑制と再使用及びリサイクルの徹底を図るものとします。

併せて、市民アンケートや意見交換などによりニーズや実態を把握し、新たな施策の研究や事業化に取組みます。

さらに、市民・事業者の3Rについてのさらなる意識向上と地球温暖化防止の推進を図るために、宮ノ陣クリーンセンター環境交流プラザを活用するなどして、環境啓発・学習を推進します。

##### （1）リデュースの推進

###### ①生ごみ減量化の促進

家庭から発生する生ごみや剪定小枝・落ち葉などについて、自家処理を促進するために、処理容器等の購入費の一部を補助します。

また、ごみ減量意識の醸成、食育を推進するために、生ごみ減量・堆肥化等に関する知識と技術を持つアドバイザーの保育園や学校等への派遣や自家処理容器の使い方等の生ごみ減量化に関する動画の配信に努めます。

さらに、地域等で生ごみリサイクルを指導するリーダーを育成します。

###### ②有料指定袋制度の運用

有料指定袋制度については、排出抑制への効果的手法であることから、今後についても分別の動機付けと再資源化促進の視点のもとに、社会経済情勢やごみ排出量の動向等を勘案しながら、市民の皆さんとの意見等を十分に踏まえた上で、制度の運用に努めるものとします。

###### ③排出事業者への指導強化と減量意識の向上

新型コロナウイルスの影響によりごみ量が減少した令和2年度を除いて、近年、久留米市では事業系ごみの排出量は横ばい傾向にあります。事業系ごみの排出抑制に関する取組みを継続しつつ強化していく必要があります。

事業系ごみについては、ごみ処理施設における事業系一般廃棄物の搬入実態を把握し、古紙などの資源物が大量に混入している場合は、搬入を規制するなど排出者責任の周知徹底を図り、事業者自身によるごみの排出抑制と資源化を促進します。

###### ④食品ロスの削減

家庭向けには、食品ロス削減レシピ集の周知、食品ロス削減に関する啓発講座の開催など多様な手段で市民への啓発を図り、家庭での取組みを促進します。

また、小売業、飲食業などの事業者については、福岡県食品ロス削減県民運動協力店の

登録促進や、30・10運動の拡大、事業系食品ロスの調査等を踏まえた対策を実施していきます。

#### ⑤脱プラスチックの取組み

買い物の際のレジ袋の辞退やマイバック利用、スプーン等使い捨てプラスチックの提供方法・製品の工夫など、国が進める脱プラスチックの取組みの浸透を図るとともに、学校や地域での環境学習会の実施や、くるめクリーンパートナー事業等の個人や地域での美化活動を促進します。また、マイバックの利用やマイボトル推奨店制度の普及促進等、使い捨てプラスチック製品の使用削減に取り組む市民の割合の増加をめざします。

### (2) リユースの推進

家庭で不用となった家具や自転車などを無償で引き取り、希望する市民に抽選などによる販売を行い、まだ使える不用品の有効活用を促進します。また、家庭で不用となったものを市民間で循環させる場として、毎月第3日曜日に開催する「サンデーリサイクル」や6月に開催する「環境フェア」などのイベントにおいて、フリーマーケットの場を提供します。さらに、子ども服や日用品などのお譲り会やおもちゃ病院など市民との協働によるリデュース・リサイクル活動の促進、民間のリユースショップの活用促進を図るなど、更なるリユースの推進に努めます。

### (3) リサイクルの推進

#### ①リサイクル推進の取組み

市民のリサイクル活動を促進するため、子ども会、自治会、PTAなどが行う資源物の集団回収への取組みに対し、回収実績に応じた奨励金の交付による支援を行い、併せて、3R学習会や広報紙などによる周知啓発を行い取組団体の拡大に努めています。

また、直接搬入される剪定枝や機密文書については、次期上津クリーンセンターの配置や剪定枝リサイクル施設、機密文書の大型シュレッダーの利用状況等を踏まえた検討を行います。

さらに、さらなるリサイクルの促進に向け、新たな分別品目等の調査研究に努めています。

#### ②使用済プラスチック製品の回収

プラスチック資源循環促進法が制定され、プラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっています。

現在の家庭から排出される容器包装プラスチックの分別収集に加え、使用済プラスチック製品の分別収集の品目拡大については、国の制度を注視し、現行施設等の処理能力を鑑みながら適切な処理体制の構築を進めます。

### (4) 環境啓発・学習の推進

宮ノ陣クリーンセンター環境交流プラザを活用した展示学習や、環境に関する体験型講座の実施、リサイクル宝の市事業、サンデーリサイクルなどのイベント等の開催、事業者との協働等による環境問題に関する啓発動画の配信を通じて、市民及び事業者のごみ減量・再使用及び

リサイクル意識の醸成を図り、3Rに関する行動を幅広く促していきます。また、教育委員会と連携し、次代の担い手である子どもたちをターゲットにした環境教育等に取り組んでいきます。

#### (5) 市民や事業者との協働によるごみ減量の取組み

地球温暖化の防止を目的として、市民、事業者と市が協働して「エコ活動」に取組む「くるめエコ・パートナー事業」を実施するなどにより、ごみ減量と温室効果ガス排出量の削減に取組みます。その活動指標として「マイはし・マイボトル・マイバック・風呂敷等の活用」、「生ごみの水切りを徹底する」等の項目を設け、ごみの排出抑制とごみ減量に関する行動を促しており、今後も更なる推進に努めます。

また、てまえどりキャンペーンやマイボトル推奨店制度等、事業者との協働による食品ロス削減や脱プラスチックの取組みを進めます。

### 施策2. ごみの適正処理

容器包装リサイクル法に基づく分別など可能な限りの分別収集及び処理ルートを確立し、更なるごみ減量・再使用及びリサイクルの推進と限られた資源の有効活用を進め、南北2ヶ所の中間処理施設及び杉谷最終処分場において適正な処理を推進していきます。

また、大規模な災害が発生した場合にも迅速に対応できるようなごみ処理の広域的な連携を進めます。

#### (1) 分別の徹底

地域の分別推進員と連携してごみと資源物の分別排出を徹底するとともに、従来の広報紙やホームページ等による広報に加え、スマートフォンなどの情報媒体を活用した広報（アプリの活用など）を行うことにより、更なる意識の向上を図り、焼却処理するごみ量の削減や最終処分量の削減につなげていきます。

また、事業系ごみについては、ごみ処理施設における事業系一般廃棄物の搬入実態調査や事業所へのアンケート調査を行い、その結果を踏まえ、事業所への戸別訪問などを行い、事業系ごみの適正排出の徹底を図るとともに、減量・再使用及び資源化を推進していきます。

#### (2) 効率的で安定した収集運搬体制の確立

家庭ごみの更なる市民サービスの向上や適正処理の推進のため、一時多量ごみの収集運搬業許可の拡大を図るなど、今後も長期的かつ安定した収集運搬体制の確立に努めていきます。

事業系ごみについては、自己処理の原則に基づき、排出者自ら又は一般廃棄物収集運搬の許可を有する事業者へ委託し、処理を行っていきます。

また、収集運搬を継続的かつ安定的に実施するため、一般廃棄物収集運搬の許可業者に対して指導を行い、許可制度の適正な運営に努めていきます。

ごみの収集運搬時の温室効果ガス削減のため、ごみの収集運搬車のEV化などの検討を進めます。

### (3) 安全で適正な中間処理及び最終処分

宮ノ陣クリーンセンター及び上津クリーンセンターにおいて、受入れの段階で分別及び搬入指導を実施し、適正な中間処理を行っていきます。また、杉谷埋立地において、安全で適正な管理のもと最終処分を行うことで、長期安定処理を維持していきます。

廃棄物の減量、資源の有効活用を図り、焼却灰のうち主灰についてはセメント再資源化による適正な処理を行います。また、飛灰についてはセメント固化及び薬剤処理し、埋立物の安全性を高め杉谷埋立地において最終処分を行っていきます。

### (4) 災害時広域連携の推進

大規模な災害が発生した場合や施設の機器故障時等の緊急時においては、市での対応が困難と想定され、廃棄物処理の広域連携が求められています。

これまで、災害等の緊急時における相互協力体制の確立のため、久留米市周辺の一部事務組合等と相互支援協定を締結しており、今後もこの協定を継続していきます。

災害廃棄物の広域処理が必要な場合は、県に協力要請を行いながら、「廃棄物処理法」上の自治体間の手続きを含め、適正な対応を迅速に行っていきます。

## 施策3. 安定的なごみ処理施設の運営・整備

ごみ処理施設の運営・整備にあたっては、環境への負荷低減に最大限配慮しながら進めるとともに、宮ノ陣クリーンセンター及び上津クリーンセンターの2ヶ所体制での長期安定処理を目指します。併せて、市民との協働による安全監視を推進し、久留米市のごみ処理施設の安全で適正な維持管理を行っていきます。また、長期安定処理及び市民サービスの統一等の観点から、将来的なごみ処理制度の統一を目指し、取組みを進めていきます。

### (1) 中間処理施設の整備・運営及び最終処分場の運営

#### ①中間処理施設の2ヶ所体制での運営管理

宮ノ陣クリーンセンター、上津クリーンセンターの南北2ヶ所体制を維持し、可燃ごみの処理においては、処理対象区域内をエリア分けした効率的な計画収集を行い、各施設の運転計画に柔軟に対応できる収集体制を構築します。

施設の運転や定期補修については、適正なモニタリングを行い、安全で安定した管理運営を行っていきます。

#### ②ごみの焼却による余熱の有効利用の推進

ごみの焼却により発生した余熱を効率よく発電に利用するとともに、温水を作り施設で利用するなど有効利用を推進します。

#### ③上津クリーンセンターの建替え

上津クリーンセンターは、平成5年4月の稼働開始から現在まで長期稼働しており、損耗や経年劣化による処理能力の低下が懸念されるため、令和10年度中の稼働を目途にした建替えを進め、より環境への影響を低減した、今まで以上に安全で安定的な施設運営を行うことを目指します。

#### ④リサイクル処理施設の運営

宮ノ陣クリーンセンターリサイクル棟において総合的なリサイクルの推進を図ります。具体的には、「小金属・小型家電」の選別、「ペットボトル」「容器包装プラスチック容器」の選別・圧縮・梱包、空カンの選別・圧縮、空ビンの貯留などを行い、適正な処理を行うことにより、リサイクルを推進していきます。

#### ⑤最終処分場の運営

杉谷埋立地の運営にあたっては、安全で適正な維持管理を引き続き行っています。

### (2) 施設の安全監視の推進

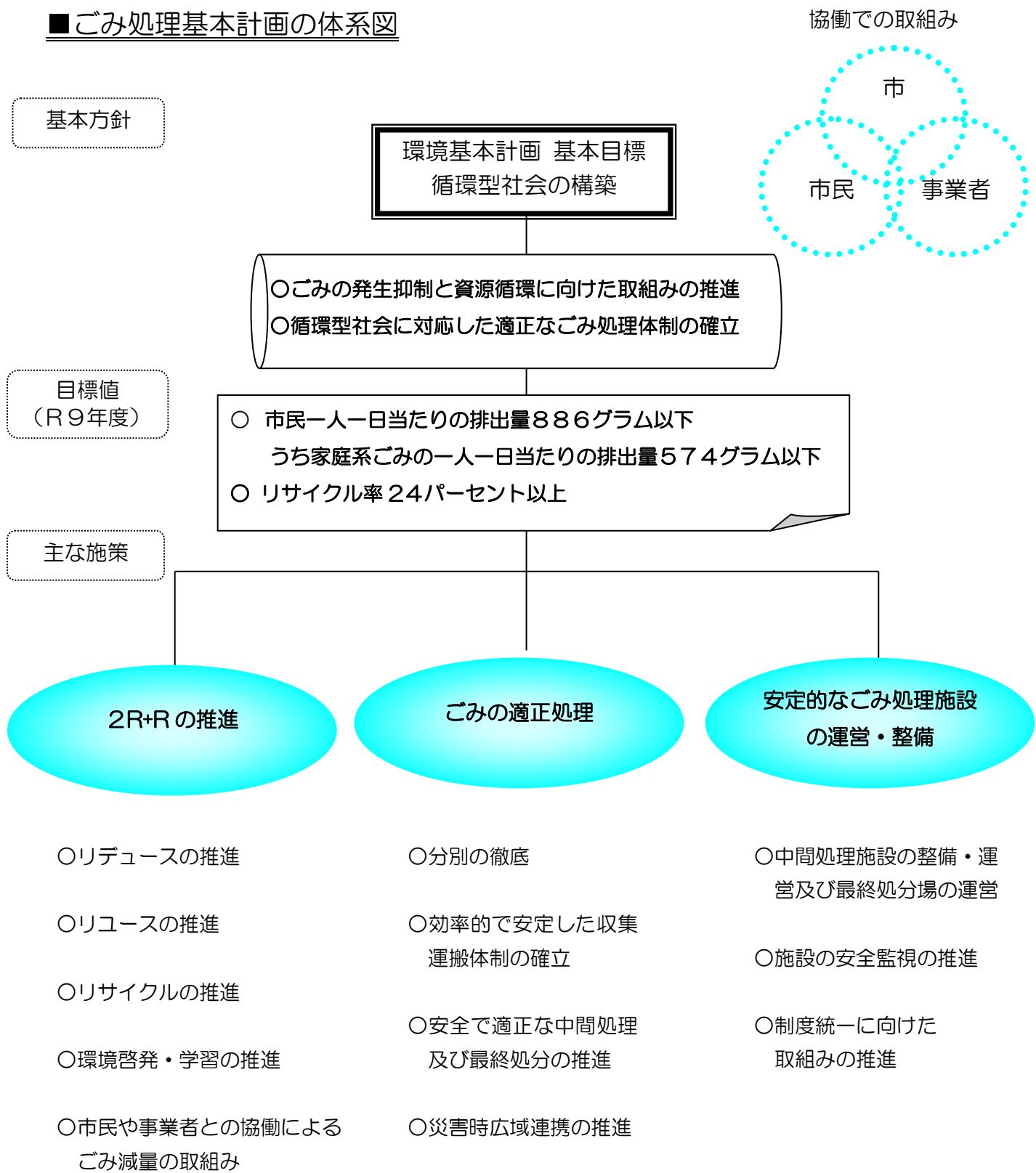
ごみ処理施設は施設の安全な維持管理を行うとともに、安全監視が重要です。工場からの排ガス検査や埋立地関連の水質検査を実施し、市民との協働による監視組織に報告することで連携を図りながら、安全監視の徹底と適正処理に努めます。

- ・安全監視体制として、施設周辺住民を中心とした連絡協議会と、専門家を中心とした監視委員会との二重の監視組織を設けて、厳正な安全監視を行います。
- ・久留米市ごみ処理施設マネジメントシステムの運用により、環境に配慮した管理運営を行っていきます。

### (3) 制度統一に向けた取組みの推進

本市では、合併前の経過から4ヶ所の中間処理施設でごみ処理を行っています。城島及び三瀬地域のごみについては、平成28年度から久留米市域内で処理を行っています。北野地域は、令和4年度末をもって、甘木・朝倉・三井環境施設組合を脱退し、市内の中間処理施設での中間処理及び最終処分を開始します。田主丸地域においても、長期安定処理及び市民サービスの統一等の観点から、ごみ量の動向や施設の運営状況を見据えながら、令和10年度からの久留米市域内処理を目指し、取組みを進めています。

## ■ごみ処理基本計画の体系図



## 第4章 ごみ処理体制及び施設の状況

### 第1節 ごみ処理体制

#### 1. 分別収集

##### (1) 久留米・城島・三潴地域

###### 【排出方法及び収集方法（家庭ごみ）】

分別区分		排出方法	収集頻度	収集方法	収集形態
燃やせるごみ		指定袋に入れて出す	週2回		
燃やせないごみ		指定袋に入れて出す (刃物などの危険物は、刃先を紙などで包んでから出す)			
資源ごみ	資源物	空ビン 無色ビン	蓋があるものは外して、中を軽くすすいでから、専用の回収ボックスに出す (空カンとペットボトルは、なるべくつぶしてから出す)	月2回	ステーション収集
		茶色ビン			
		その他のビン			
		ペットボトル			
		空カン			
	古紙・古布	小金属・小型家電	電池などを外して、専用の回収ボックスに出す		
		容器包装プラスチック	透明又は半透明の袋に入れて出す		
		新聞	紐で十文字に縛って出す (雨の日は、次回の収集日に出す)		民間委託
		雑誌類			
		ダンボール			
		紙パック			
		布類			
有害ごみ（蛍光管、乾電池等）		透明又は半透明の袋に入れて出す	可燃物と資源物の収集日		
粗大ごみ	可燃性粗大	ステッカーを購入し、出す品目に貼付して出す	月1回	戸別（単品）収集	
	不燃性粗大				
	金属製粗大				
特別収集		引っ越し等に伴う臨時収集 (事前申込制) (手数料はその場で徴収)	随時	戸別収集	

※ 遺品整理や片付け等に伴う一時多量ごみは、排出者が許可業者に依頼することができる

※ 小型家電は、電池などを外し、公共施設に設置している小型家電回収ボックスに排出することもできる

**【ごみ処理手数料（指定袋）】**

区分	分別区分	形状	容量	処理手数料
家庭系	燃やせるごみ	兼用袋	大 30リットル	35円／枚
	燃やせないごみ		小 18リットル	20円／枚
事業系	燃やせるごみ	専用袋	大 45リットル	90円／枚
			小 30リットル	60円／枚

**【粗大ごみ等処理手数料】**

分別区分	処理手数料
粗大ごみ	品目に応じて、310円／630円／1, 270円
特別収集	2トンダンプ1台 8, 530円
犬猫等死骸収集	飼い犬猫等死骸収集1体 530円（路上横死の場合は無料）

**【直接搬入手数料】**

区分	種別	処理手数料
家庭系	可燃・不燃・資源物	50円／10kg（資源物は無料）
事業系	可燃・不燃	150円／10kg
	資源物	40円／10kg

**（2）田主丸地域**

**【排出方法及び収集方法（家庭ごみ）】**

分別区分	排出方法	収集頻度	収集方法	収集形態	
燃やせるごみ	指定袋に入れて出す	週2回			
資源ごみ 資源物	透明ビン	蓋があるものは外して、中を水洗いしてから、専用の回収コンテナに出す	月1回	ステーション収集 民間委託	
	茶色ビン				
	その他の色付ビン				
	その他のビン・ガラス類				
	陶磁器類	専用の回収コンテナに出す (カン類で蓋があるものは外して、中を水洗いして出す)	月1回		
	容器包装プラスチック				
	その他のプラスチック				
	空カン				
	その他の金属類				
	乾電池類				
	危険ごみ				
	有害ごみ				

	ペットボトル	蓋があるものは外して、中を水洗いしてから、専用の回収コンテナに出す			
	その他の資源物 <sup>注1</sup>	専用の回収コンテナに出す			
	小型家電				
	特定品目 <sup>注2</sup>	指定袋に入れて出す			
古 紙 ・ 布 類	新聞紙	紐で十字に縛って出す (雨の日は、次の収集日に出す)	月 2 回	民間委託	
	ダンボール				
	雑誌類				
	紙パック				
	布類				
粗大ごみ	可燃性粗大ごみ	ステッカーを購入し、出す品目に貼付して出す	月 1 回	戸別(単品)収集	
	不燃性粗大ごみ	Web や LINE での申込み・支払いの場合は、出す品目に受付番号を貼付して出す			
	金属製粗大ごみ	(事前申込制)			
特別収集		引っ越し等に伴う臨時収集 (事前申込制) (手数料はその場で徴収)	随時	戸別収集	

注1 その他の資源物とは、掃除機や炊飯器等の久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の別表第1 (第3条関係) に定める品目で指定袋に入る大きさのもの

注2 特定品目とは、ブロック・レンガ・瓦等で指定袋に入る大きさのもの

※ 遺品整理や片付け等に伴う一時多量ごみは、排出者が許可業者に依頼することができる

※ 小型家電は、電池などを外し、公共施設に設置している小型家電回収ボックスに排出することもできる

### 【ごみ処理手数料(指定袋)】

区分	分別区分	形状	容量	処理手数料
家庭系	燃やせるごみ	兼用袋	大 30リットル	35円／枚
	特定品目		小 18リットル	20円／枚

### 【粗大ごみ等処理手数料】

久留米・城島・三潴地域に同じ

### 【直接搬入手数料】

区分	種別	処理手数料
家庭系	可燃物	50円／10kg (100kg以下) 100円／10kg (110kg以上)
	不燃物	50円／10kg (100kg以下) 100円／10kg (110kg以上)
事業系	資源物	50円／10kg (100kg以下) 100円／10kg (110kg以上)

### (3) 北野地域

#### 【排出方法及び収集方法（家庭ごみ）】

分別区分		排出方法	収集頻度	収集方法	収集形態		
燃やせるごみ		指定袋に入れて出す	週2回	ステーション収集	民間委託		
資源ごみ	資源物	空カン	専用の回収容器に出す				
		硬金属類					
		空ビン	蓋があるものは外して、中をすりいでから専用の回収コンテナに出す				
		茶色ビン					
		その他のビン					
	資源物	雑物	専用の回収容器に出す				
		小型家電	専用の回収容器に出す				
		ペットボトル	蓋があるものは外して、中をすりいでからつぶした上で、専用の回収コンテナに出す				
		容器包装プラスチック	専用の回収容器に出す				
		有害ごみ（蛍光管以外）					
粗大ごみ	粗大ごみ	有害ごみ（蛍光管）					
		少量のがれき類 <sup>注1</sup>	指定袋に入れて出す	月1回	戸別（単品）収集		
		可燃性粗大ごみ	ステッカーを購入し、出す品目に貼付して出す				
特別収集	特別収集	不燃性粗大ごみ	Web や LINE での申込み・支払いの場合は、出す品目に受付番号を貼付して出す (事前申込制)				
		金属製粗大ごみ	引っ越し等に伴う臨時収集 (事前申込制) (手数料はその場で徴収)	随時	戸別収集		

注1 少量のがれき類とは、ブロック・レンガ・瓦等で指定袋に入る大きさのもの

○ 古紙・古布類は、地域の集団回収に出す

○ 食品用トレイについては、地域内5ヶ所（北野生涯学習センター本館、北野生涯学習センター別館、弓削コスモス館、大城ますかけセンター、金島ふれあい交流センター）での拠点

※ 北野地域は、令和4年度末で甘木・朝倉・三井環境施設組合を脱退するため、家庭ごみの分別区分及び排出方法等は、令和5年度以降、久留米・城島・三瀬地域と統一

※ 遺品整理や片付け等に伴う一時多量ごみは、排出者が許可業者に依頼することができる

※ 小型家電は、電池などを外し、公共施設に設置している小型家電回収ボックスに排出することもできる

#### 【ごみ処理手数料（指定袋）】

区分	分別区分	形状	容量	処理手数料
家庭系	燃やせるごみ	兼用袋	大 30リットル	35円／枚
	処理困難物		小 18リットル	20円／枚
事業系	燃やせるごみ	専用袋	大 45リットル	90円／枚
			小 30リットル	60円／枚

## 【粗大ごみ等処理手数料】

久留米・城島・三潴地域に同じ

## 【直接搬入手数料】

区分	種別	処理手数料
家庭系	可燃・不燃・資源物・粗大ごみ	150円／10kg
事業系	可燃・不燃・資源物・粗大ごみ	150円／10kg

## 2. 処理施設の状況

### (1) 中間処理施設の概要

#### <宮ノ陣クリーンセンター>

宮ノ陣クリーンセンターは焼却施設や破碎選別施設を有する工場棟、資源物をリサイクルするためのリサイクル棟、施設全体の管理を行う他、リサイクル品の展示施設や環境学習ルームを有する環境交流プラザで構成されます。

#### ●工場棟

処理対象物：可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ

処理能力：焼却施設：163t／日 (81.5t／日×2炉)

破碎選別施設：28t／5h

処理方式：全連続燃焼式（ストーカー炉）

#### ●リサイクル棟

処理対象物：カン、ビン、ペットボトル、小金属・小型家電、

容器包装プラスチック

処理能力：カン：4t／5h ビン：10t／5h ペットボトル：3.5t／5h、

容器包装プラスチック：5t／5h

#### <上津クリーンセンター>

上津クリーンセンターは、焼却施設、剪定枝リサイクル施設、機密文書リサイクル施設を有する施設です。

#### ●上津クリーンセンター

処理能力：焼却施設 300t／日 (100t／日×3炉)

せん断式破碎機 35t／日

処理方式：全連続燃焼式（ストーカー炉）

#### ●剪定枝リサイクル施設

処理能力：4.8t／日

#### ●機密文書リサイクル施設

処理能力：2.5t／5h

### ※田主丸地域

久留米市（田主丸町）及びうきは市で構成する一部事務組合（うきは久留米環境施設組合）が設置する中間処理施設において処理を行っています。

●施設名称：耳納クリーンステーション（ごみ燃料化施設・リサイクルプラザ）

●所在地：福岡県うきは市吉井町富永2015

●処理能力：可燃ごみ 61.0 t／日

不燃ごみ 12.5 t／日

粗大ごみ 5.5 t／日

●処理方式(可燃ごみ)：灯油燃焼乾燥方式+圧縮成型方式 (RDF)

●施設設置者：うきは久留米環境施設組合

### ※北野地域

久留米市（北野町）、朝倉市、筑前町、大刀洗町及び東峰村で構成する一部事務組合（甘木・朝倉・三井環境施設組合）が設置する中間処理施設において処理を行っています。

●施設名称：廃棄物処理センター サン・ポート（ごみ処理施設・リサイクルプラザ）

●所在地：福岡県朝倉郡筑前町栗田8-3

●処理能力：可燃ごみ 120 t／日

不燃ごみ、粗大ごみ等 30 t／5 h

●処理方式（可燃ごみ）：高温ガス化直接溶融炉

●施設設置者：甘木・朝倉・三井環境施設組合

※ 北野地域は、令和4年度末で甘木・朝倉・三井環境施設組合を脱退するため、家庭ごみの分別区分及び排出方法等は、令和5年度以降、久留米・城島・三潴地域と統一。

## （2）最終処分場の概要

### <久留米市杉谷埋立地>

杉谷埋立地は、第一処分場を平成17年4月から供用開始し、また、第二処分場を、平成22年10月から供用開始しました。

●埋立物：宮ノ陣クリーンセンター及び上津クリーンセンターからの焼却残渣（主灰\*、飛灰）及び不燃物。

※平成21年10月からはセメント再資源化

●埋立面積：約12,300 m<sup>2</sup>

●埋立容量：約204,000 m<sup>3</sup>

●埋立方式：セル方式及びサンドイッチ方式

●浸出水処理方式：公共下水道へ放流

●供用開始：第一処分場 平成17年 4月

第二処分場 平成22年10月

## 第5章 計画の推進

### 第1節 計画の推進体制

本計画は市民、事業者、市がごみ発生の責任者として、それぞれが排出抑制・分別リサイクル・適正処理の役割を理解した上で連携・協力し、計画の実現に向け進行管理を行うものとします。

本計画の実効性を高め、計画を着実に推進していくために必要な体制を整備します。

#### (1) 市民の役割

市民は、日常生活において、ごみの発生抑制や分別の徹底など身近にできることから実践することにより、ごみ減量・再使用・リサイクルに努めます。

また、ごみ減量・再使用・リサイクルに関する理解を深めるために、宮ノ陣クリーンセンター環境交流プラザを活用したごみの発生抑制、再使用及びリサイクルを中心とした環境学習等の活動に積極的に参画していきます。

#### (2) 事業者の役割

事業者は、事業活動がごみ排出に影響を与えていていることを認識し、ごみの発生抑制と再使用・リサイクルの取組みを進め、ごみの適正排出に努めます。

また、拡大生産者責任のもと、商品・製品の流通・販売に係る廃棄物の店頭回収などの自主回収と再使用を推進します。

#### (3) 市の役割

市は、本計画の推進に向けて、市民・事業者の自主的な取組みを促進するため、積極的に支援するとともに、ごみ減量・再使用・リサイクルに関する施策や安全かつ安定的なごみ処理を適正に実施します。

また、市自らが事業者でもあることから、ごみ減量・再使用・リサイクルに関する行動を率先して実行していきます。

さらに、循環型社会の構築の実現に向け、環境啓発・学習事業の充実を図り、市民意識の向上を図っていきます。

### 第2節 計画の進行管理

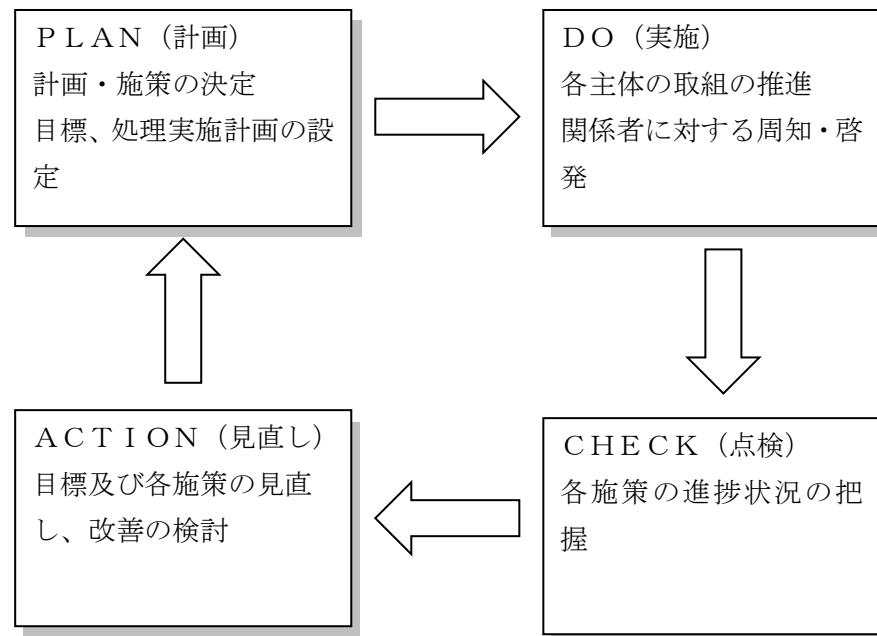
本計画の効果的な推進のため、久留米市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画を毎年策定し、計画的かつ効果的に実施するとともに進捗管理を行います。

また、各取組みの進捗状況及び計画目標に対する達成状況については、毎年度P D C A手法による検証を行いながら、着実な推進を図っていきます。

なお、本計画は主たる施策の点検を毎年行いながら、社会経済状況の変化や新たな環境問題の発生、計画の進捗状況などに応じ、計画自体の大幅な改定の必要性が生じた場合には、隨時見直します。その見直しにあたっては、環境審議会に報告し、意見、助言を受けるとともに、市民の意見も取り入れながら行っていくものとします。

### (P D C Aサイクル)

「Plan (計画)」「Do (実施)」「Check (点検)」「Action (見直し)」の4段階を繰り返すことで、問題を継続的に改善していきます。



久留米市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画  
【資料編】

## 資料1 前計画の総括について

### (1) 前計画について

前計画は、平成27年度を目標年度として、平成18年7月と平成24年3月の2度の見直しを行い、以下のとおり、4つの基本的方向、2つの数値目標を掲げ、様々な施策に取り組んできました。

#### ①基本的方向

- ごみ減量・リサイクルの推進
- リサイクル関連施設の整備
- 中間処理施設の整備
- 最終処分場の運営

#### ②数値目標（平成27年度目標値）

- 市民一人一日当たりのごみ排出量925グラム以下
- リサイクル率 23パーセント以上

### (2) 前計画の評価と課題について

#### ①ごみ減量・リサイクルの推進

##### ア 排出抑制策の推進

これまで、有料指定袋制度や粗大ごみの戸別单品有料収集制度、18種分別収集制度などを実施し、市民・事業者・行政が協働して、ごみ減量・リサイクルを推進してきました。その結果、ごみ排出量は減少を続け、平成26年度の市民一人一日当たりの排出量は911g<sup>※</sup>となっており、平成27年度目標の925g以下の目標を達成しています。しかしながら、近年の総ごみ排出量はほぼ横ばいで推移していることから、更なるごみの排出抑制を図り、環境への負荷が軽減される持続可能な循環型社会を構築していくことが必要です。

※「住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年度法律第77号）」により外国人住民についても住民基本台帳制度の対象となったため、平成24年度から外国人人口を含んで算定しています。

平成26年度の外国人人口を除いた場合の一人一日あたりのごみ排出量は919gです。

##### ■主な施策

- ・自家処理容器（家庭用電動式生ごみ処理機）購入費補助制度開始（平成14年度～）
- ・事業系古紙リサイクル奨励金制度開始（平成16年度～）
- ・樹木剪定枝・機密文書リサイクル事業開始（平成16年度～）
- ・生ごみリサイクルアドバイザー派遣事業開始（平成19年度～）
- ・生ごみリサイクルリーダー育成事業（平成23年度～）
- ・合併後のごみ処理制度の統一（平成20年度）

※家庭用の指定袋制度、ごみ集積所登録制度、資源回収奨励制度、生ごみ処理容器購入費補助制度

#### イ 分別収集・収集運搬体制の整備

##### ○分別収集

本市では、平成10年度から17種分別収集を開始し、平成13年度には白色トレイを加えた18種分別収集を開始しました。

その後、宮ノ陣クリーンセンターの整備に併せ、新たな分別収集品目の検討を行い、平成28年度から、城島・三瀬地域の分別収集制度を久留米地域と統一するとともに、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）が定める容器包装プラスチック（一部）及びレアメタルを多く含む使用済み小型家電の分別収集を開始し、新18種分別として収集する体制を整えました。

しかし、田主丸地域及び北野地域においては、一部事務組合が設置する処理施設でのごみ処理を行っていることから、久留米地域とは分別区分などが異なっている状況にあり、今後は、田主丸地域及び北野地域に関しても久留米地域との分別収集制度の統一に向けて取組みを進めていく必要があります。

また、特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）に基づく品目や資源有効利用促進法で指定資源化製品とされた家庭用パソコンに関しては、メーカー回収・リサイクルの徹底を図るべく引き続き周知徹底を図っていく必要があります。

### ■主な施策

- ・ 17種分別収集開始（平成10年度～）  
※平成13年度から白色トレイを加えた18種分別収集
- ・ レアメタルモデル回収事業開始（平成23年度）  
(燃やせないごみからのピックアップ回収とボックス回収7ヶ所)
- ・ レアメタル拠点回収事業開始（平成24年度～）  
(ボックス回収7ヶ所→11ヶ所、対象品目13品目→30品目に拡大)

## ○収集運搬体制

収集運搬の体制については、民間活力の活用という方針のもと順次民間事業者への業務委託を展開し、平成27年度から久留米地域の資源ごみ（空ビン）収集を民間へ業務委託したことにより、全地域の民間委託化が図られました。

しかし、本市の家庭から発生するごみの分別区分は、大きく分けて燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源ごみ・粗大ごみの4種類に分けられますが、久留米地域、田主丸地域及び北野地域のごみ処理施設がそれぞれ分かれていることから、収集手法・収集回数などの収集運搬制度が異なっている状況にあり、今後も引き続き収集運搬制度の統一に向けた取組みを行っていく必要があります。

今後も、行政責任・事業者責任・効率性及び法適合性などを確保しながら、中長期的かつ安定的な収集運搬体制を確保していく必要があります。

### ■主な施策

- ・ 久留米地域の可燃ごみ収集を完全民間委託（平成20年度～）
- ・ 久留米地域の粗大ごみ・特別収集を民間委託（平成20年度～）
- ・ 久留米地域の資源ごみ（空カン、ペットボトル、小金属、不燃物）収集を民間委託（平成25年度～）
- ・ 久留米地域の資源ごみ（空ビン）収集を民間委託（平成27年度～）

## ②リサイクル関連施設の整備・運営

平成16年度から、上津クリーンセンター敷地内において、機密文書及び剪定枝のリサイクルを開始し、機密文書・剪定枝のリサイクル推進に努めました。

また、総合的なリサイクル関連施設として、宮ノ陣クリーンセンターを建設しました。これまで市内各所に点在する中間処理施設で選別・処理・保管等を行っていましたが、施設の集約を図り、作業環境を改善し、効率性を上げるためにリサイクル棟を建設しました。併せて、環境交流プラザ内に、3Rの促進のために不用品の修理・販売を行うリサイクル工房、展示室を設置しました。

### ■主な施策

- ・樹木剪定枝・機密文書リサイクル事業開始（平成16年度～）
- ・宮ノ陣クリーンセンター リサイクル棟建設工事（平成26～27年度）  
環境交流プラザ建設工事（平成26～27年度）

## ③中間処理施設の整備・運営

### ア 宮ノ陣クリーンセンターの整備

上津クリーンセンターとの南北2ヶ所体制によるごみ処理を行うため、新たな中間処理施設を市の北部地区に位置する宮ノ陣町八丁島地区に建設しました。

宮ノ陣クリーンセンターは、焼却機能及び破碎選別機能を有する施設であり、併せてリサイクル関連施設・環境学習施設と一体的な整備を行いました。

### ■主な施策

- ・宮ノ陣クリーンセンター工場棟整備・運営事業（整備：平成24～28年度、運営：平成28～48年度）

### イ 上津クリーンセンターの改修

上津クリーンセンターは平成5年に稼働しており、施設の老朽化が進行し改修が必要な状況となったことから、平成22年度に長寿命化計画を策定し、緊急度の高い設備の改修を第1期改修工事として平成23、24年度に実施しました。

しかし、共通設備等の焼却炉の長期停止を要する改修については、宮ノ陣クリーンセンターの稼働後に行う必要があります。

### ■主な施策

- ・上津クリーンセンター長寿命化計画策定（平成22年度）
- ・上津クリーンセンター第1期改修工事（平成23、24年度）

### ウ 制度統一

田主丸・北野・城島・三瀬地域においては、合併前の経過から市外3ヶ所の施設でごみ処理を行っており、長期安定処理及び市民サービスの統一・向上の観点から、市域内処理が課題となっていましたが、城島・三瀬地域のごみ処理については、平成28年度から市域内処理としています。

今後は、田主丸・北野地域のごみ処理制度の統一に向けて、引き続き取り組んでいく必要があります。

### ■主な施策

- ・八女西部広域事務組合脱退（平成27年度末）

#### ④最終処分場の整備・運営

杉谷埋立地は、第1処分場が平成17年3月に完成し、4月から供用開始しました。

また、第2処分場が平成22年9月に完成し、10月から供用開始しています。

さらに、これまで埋立処理を行ってきた焼却灰のうち主灰については、平成21年10月からセメント再資源化を開始しました。

運営にあたっては、安全で適正な維持管理を行っており、今後も継続していく必要があります。

### ■主な施策

- ・第1処分場供用開始（平成17年度～）
- ・セメント再資源化開始（平成21年度～）
- ・第2処分場供用開始（平成22年度～）

## 資料2 計画前期（平成28年度～令和2年度）の総括について

平成28年4月に「久留米市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（計画期間：平成28年度から令和7年度）」を策定し、目標達成に向けて3R（発生抑制・再使用・再資源化）事業の実施等によるごみ減量、資源化、適正な処理に取り組んできました。計画前期の評価と課題については以下のとおりです。

### 1 計画前期の評価と課題について

#### （1）目標の達成状況

令和2年度の一人一日当たりのごみ排出量は900gで、中間目標値943g以下を達成しています。家庭から排出されるごみ量は615gで、中間目標値611g以下を達成していないため、更なる排出抑制・減量化が必要です。

また、令和2年度のリサイクル率は22.7%で、中間目標値23%以上を0.3ポイント下回っており、ごみの排出段階での分別を推進するなど、目標達成に向けて更なる再資源化に努める必要があります。

項目		初年度 (平成28年度)	中間期 (令和2年度)	目標年度 (令和7年度)
市民一人一日当たりの排出量	目標値	—	943g以下	888g以下
	実績	908g	900g	—
	目標達成までの削減値	—	達成済	あと12g
うち家庭系ごみ 市民一人一日当たりの排出量	目標値	—	611g以下	575g以下
	実績	594g	615g	—
	目標達成までの削減値	—	あと4g	あと40g
リサイクル率	目標値	—	23%以上	24%以上
	実績	22.5%	22.7%	—
	目標達成までの削減値	—	あと0.3%	あと1.3%

#### （2）施策の評価と課題について

##### ① 3Rの推進

本市では、平成28年度から、白色トレイを含む一部の容器包装プラスチック及び使用済み小型家電を分別品目に加えた新18種分別収集制度や、指定袋制度の変更など大きな事業変革を実施しました。

また、平成28年度に運営を開始した環境交流プラザを活用した啓発や、3R学習会、生ごみリサイクル講習会等の啓発・学習を継続的に行い、ごみ減量・リサイクルの市民周知に努めました。食品ロス実態調査、てまえどりキャンペーンなどを実施し、食品ロスの排出状況の把握や市内の事業者と連携した取組みを進めました。新たな啓発方法として、LINEアプリによるごみ分別方法の案内や、環境啓発動画（ワケルンジャー動画）の作成を行いました。

今後は、近年社会的な問題として提起されている「脱プラスチック」や「食品ロス削減」をテーマとした事業の充実が必要となっています。

#### ■主な施策

- ・自家処理容器（家庭用電動式生ごみ処理機）購入費補助制度（平成14年度～）
- ・生ごみリサイクルアドバイザー派遣事業（平成19年度～）
- ・新18種分別収集制度の開始（平成28年度～）
- ・新指定袋制度の開始（平成28年度～）
- ・宮ノ陣クリーンセンター環境交流プラザの運営開始（平成28年度～）
- ・サンデーリサイクル3Rまつり（平成28年度～）
- ・民間リユースショップ紹介チラシ作成（平成30年度）
- ・LINEを使ったごみ分別案内（令和元年度～）
- ・家庭系食品ロス実態調査（令和元年度）
- ・事業系食品ロス実態調査（令和2年度）
- ・てまえどりキャンペーン開始（令和2年度～）
- ・ワケルンジャー動画作成（令和2年度）

#### ② 適正処理の推進

城島・三瀬地域は平成28年3月末で八女西部広域事務組合から脱退し、久留米地域のごみ分別収集制度の運用と市域内処理を開始しました。平成28年度には、宮ノ陣クリーンセンターが稼働し、上津クリーンセンターとの南北2ヶ所体制になったことから、家庭ごみの収集エリアや車両体制の見直しを行い、効率的な収集運搬に努めました。粗大ごみの収集運搬制度は、久留米・田主丸・北野・城島・三瀬地域において、収集手法や収集回数が異なっていましたが、平成28年度に受付から収集運搬までの業務をコールセンター方式へと変更し全地域の統一を図りました。

また、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うため「久留米市災害廃棄物処理計画」を策定し、大雨発生時は協定事業者等と連携して災害ごみの迅速な処理に努めています。

#### ■主な施策

- ・城島・三瀬地域の分別区分を久留米地域に統一（平成28年度～）
- ・粗大ごみと特別申込収集制度を全市統一（平成28年度～）
- ・（公社）福岡県産業資源循環協会と災害廃棄物処理等に関する協定を締結（平成29年度～）
- ・「久留米市災害廃棄物処理計画」を策定（平成30年度～）
- ・家庭系可燃ごみの収集路線見直し（令和元年度～）
- ・施設持込時の身分証確認（令和元年度～）

#### ③ 長期安定処理に向けた施設の整備・運営

中間処理施設や最終処分場の運営においては、安全で適切な施設運営に努めました。

北野地域は、甘木・朝倉・三井環境施設組合から令和4年度末での脱退が決定したため、分別収集体制の変更が必要となっています。

今後は、長期安定処理及び市民サービスの統一・向上の観点から、田主丸地域のごみ処理制度の統一に向けて、引き続き取り組んでいくとともに、経年劣化等による処理能力の低下が懸念される上津クリーンセンターの建替え等、新たなごみ処理体制を構築していく必要があります。

#### ■主な施策

- ・宮ノ陣クリーンセンターの稼働開始（平成28年度～）
- ・上津クリーンセンターの第2期改修工事（平成28年度～）
- ・久留米市ごみ処理施設運営マネジメントシステムの運用開始（令和元年度～）

### 資料3 清掃事業の沿革

	主　　な　　事　　項
明治 33 年	○「汚物掃除法」（明治 33 年 3 月 7 日法律第 31 号）施行 (初めて、ごみ処理は市町村の責任であることが明示され、焼却が推奨された)
45 年	●個人経営の塵芥焼却場稼働
大正 6 年	●個人経営の塵芥焼却場稼働
9 年	●個人経営の塵芥焼却場を市が借り受け（直営化）
12 年	●個人経営の塵芥焼却場を市が借り受け（直営化）廃止
昭和 8 年	●長門石焼却場開設（36 トン/日（8 時間） バッチ炉）
23 年	●長門石処分場埋立開始
29 年	○「清掃法」（昭和 29 年 4 月 22 日法律第 77 号）施行
34 年	●清掃事業（ごみ収集）完全直営化 ●長門石埋立地供用開始 ●収集の機動化（3 輪ダンプ導入） ●ごみ処理手数料徴収開始
39 年	●架装車導入
40 年	●高良内埋立地（丸深田）埋立開始
41 年	●清掃上津工場一次炉稼働（120 トン/日 [=60 トン/8 時間×2 基(2 交替)] 准連続式） ●ごみ処理手数料無料化 ●高良内埋立地（唐孔雀）埋立開始
42 年	●分別収集開始
46 年	○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）施行
47 年	●「久留米市廃棄物の処理および清掃に関する条例」（昭和 47 年 4 月 1 日条例第 13 号）施行 ●高良内埋立地（東の浦）埋立開始
48 年	●ステーション収集方式確立
49 年	●家庭用焼却炉購入費補助開始
50 年	●清掃上津工場二次炉稼働（180 トン/日 [=90 トン/24 時間×2 基] 全連続燃焼式） ●清掃上津工場一次炉閉鎖 ●分別収集を混合収集に移行
53 年	●建設廃木材の埋立地搬入規制
54 年	●高良内埋立地拡張工事着工（東の浦）
57 年	●粗大ごみ収集開始 ●分別収集再開 ●優良資源回収団体表彰開始 ●高良内埋立地拡張工事竣工（東の浦）
58 年	●生ごみ処理容器購入費補助開始
59 年	●有害廃棄物収集開始
61 年	●清掃上津工場一次炉解体

	●資源回収奨励金交付制度発足
62年	●市域外（熊本県松橋市）への焼却灰処理委託開始（1月30日）
平成元年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業系不燃ごみの埋立地搬入規制</li> <li>●清掃上津工場建替工事着工</li> <li>●環境美化巡視員制度発足</li> <li>●桜花台運動公園竣工（3月）</li> </ul>
2年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●粗大ごみ年3回収集に変更</li> <li>●久留米市ごみ問題研究会設置（11月）</li> <li>●埋立地容量拡大のための擁壁工事着工</li> </ul>
3年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」改正（一般廃棄物処理業許可が更新制になる）</li> <li>●一般廃棄物収集運搬業許可業制度発足</li> <li>○「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年4月26日法律第48号）施行（10月）</li> <li>●埋立地容量拡大のための擁壁工事竣工</li> <li>●資源物分別収集開始</li> </ul>
4年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●清掃上津工場二次炉撤去</li> <li>●名称変更（清掃上津工場⇒上津クリーンセンター）</li> <li>●市域外（熊本県松橋市）への焼却灰処理委託終了（6月25日）</li> </ul>
5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●指定袋制度発足・ごみ集積所登録制度発足</li> <li>●桜花台体育館竣工（11月）</li> <li>●上津クリーンセンター稼働（4月）</li> </ul>
6年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●リサイクルハウス竣工・リサイクルホットライン開設（5月）</li> <li>●くるめリサイクルフェア開催（6月・以降毎年開催）</li> </ul>
7年	●ごみ問題協議会設置
8年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●古着・古布分別収集開始</li> <li>●樹木剪定枝リサイクル事業開始</li> </ul>
9年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年6月16日法律第112号）完全施行</li> <li>●事業所専用指定袋制度導入</li> <li>●粗大ごみ戸別单品有料収集開始（年5回）</li> <li>●杉谷埋立地の建設に関する訴訟（3件）が提起される（ほかに職員個人に対する公金返還請求3件も提起される） 〔建築工事禁止仮処分命令申立事件・建設工事禁止請求事件・所有権移転登記抹消手続等請求事件〕</li> </ul>
10年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●分別推進員（廃棄物減量等推進員）制度発足（1月）</li> <li>●17種分別収集開始（4月）</li> <li>●「久留米市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例」（平成10年6月26日 条例第20号）施行（6月）</li> </ul>
11年	●市域外（熊本県菊池市）への焼却灰処理委託開始（4月）
12年	●久留米市ごみ処理基本計画（H12年度～H27年度）策定（3月）

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市域外（熊本県菊池市）への不燃物処理委託開始（4月）</li> <li>●リサイクル広場開設（インターネットHP）（4月）</li> <li>●破碎選別機導入（中継基地）（4月）</li> <li>●電動式生ごみ処理機モニター制度開始（4月）</li> <li>●白色トレイ選別・保管施設設置（10月）</li> <li>●白色トレイの分別収集を試行（10月）</li> </ul>
13年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●杉谷最終処分場建設着工（1月）</li> <li>●18種分別収集開始（白色トレイを追加）（4月）</li> <li>●収集体制変更（3人⇒2人乗車へ、エリア制・無線機導入）（4月）</li> <li>●粗大ごみ戸別单品収集回数増〔年5回を9回へ〕（4月）</li> <li>○「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」（平成10年06月05日法律第97号）施行</li> <li>●事業所用指定袋（小）追加（7月）</li> <li>●久留米市ごみ処理施設等監視委員会設置（設置要綱制定）（7月）</li> </ul>
14年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●熊本県菊池市内業者への焼却灰等処理委託契約終了（3月）</li> <li>●電動式生ごみ処理機購入補助制度開始（4月）</li> <li>●北九州市（響灘西地区廃棄物処分場）への焼却灰等処理委託契約締結（5月7日）、搬出開始（同月10日）</li> <li>●廃食用油リサイクル（ディーゼルエンジン用燃料化）事業開始（ごみ収集車燃料として使用）</li> </ul>
15年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づくパソコン・リサイクル制度開始（10月）</li> <li>●事業系古紙奨励金制度開始（10月）</li> </ul>
16年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●直接搬入手数料改定（家庭系：100kgごと300円→500円、事業系：100kgごと800円→1,500円）（1月）</li> <li>●「ごみ減量緊急宣言」（4月）</li> <li>●総合的なごみ処理施策を発表（10月27日）</li> <li>●「古紙搬入拒否宣言」（11月1日）</li> <li>●機密文書リサイクル大型シュレッダー機及び剪定枝リサイクル施設稼働（11月）</li> </ul>
17年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●久留米市に田主丸町、北野町、城島町及び三潴町が編入（2月5日） 〔合併協議により、各地域のごみ処理制度は、当分の間、なお従前の例によるとされた〕</li> <li>●杉谷埋立地（第一処分場）の供用開始により、ごみの市域内処理が回復（4月1日）</li> </ul>
18年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●久留米市ごみ処理基本計画（12年3月策定）を一部修正（7月）</li> <li>●杉谷埋立地の建設に関する訴訟（3件）のすべてが終結（10月） 〔建築工事禁止仮処分命令申立事件：17年6月〕 〔建設工事禁止請求事件：17年2月〕 〔所有権移転登記抹消手続等請求事件：18年10月〕</li> <li>●循環型ごみ処理委員会設置（12月）</li> <li>●八女西部広域事務組合（八女西部クリーンセンター）と災害・緊急時の相互協力協定締結（11月）</li> <li>●大川市と災害・緊急時の相互協力協定締結（12月）</li> </ul>
19年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●鳥栖・三養基西部環境施設組合と災害・緊急時の相互協力協定締結（2月）</li> </ul>

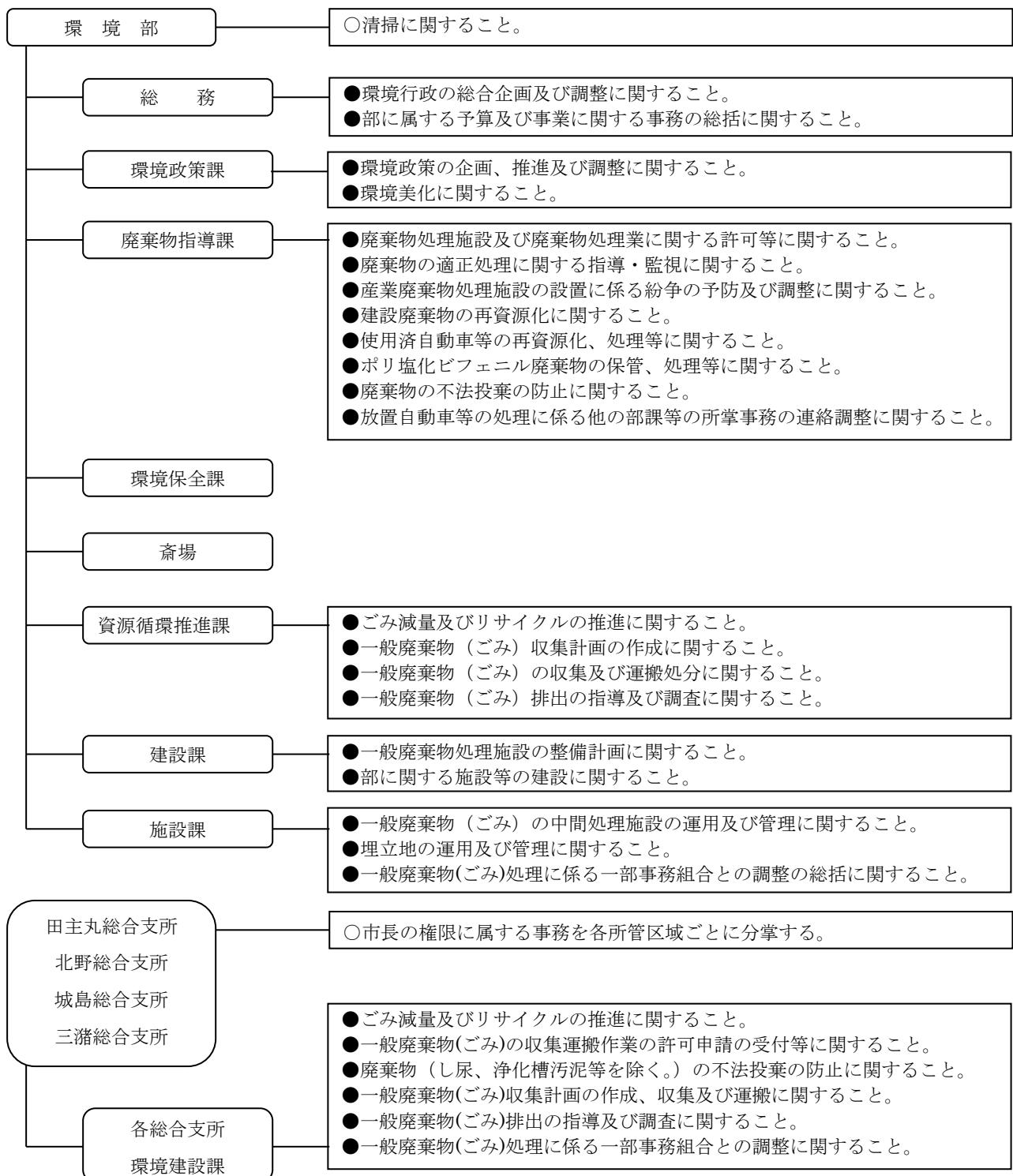
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●甘木・朝倉・三井環境施設組合(サン・ポート)と災害・緊急時の相互協力協定締結（2月）</li> <li>●うきは久留米環境施設組合(耳納クリーンステーション)と災害・緊急時の相互協力協定締結（3月）</li> <li>●新中間処理施設整備基本構想を策定（2月）</li> <li>●上津クリーンセンター長期管理運営委託開始（H19～H22）（4月）</li> <li>●段ボールコンポストのモニター事業を実施</li> </ul>
20年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「久留米市産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例」（平成19年12月20日条例第62号）施行（4月）</li> <li>●「久留米市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」（平成19年12月20日条例第63号）施行（4月）</li> <li>●中核市への移行に伴い、県から産業廃棄物関係事務が移譲される（4月）</li> <li>●部内に廃棄物指導課を新設（4月）</li> <li>●合併前の旧田主丸町・城島町・三潴町の区域に係る「家庭系ごみ指定袋」及び処理手数料を旧市の制度に統一（4月）</li> <li>●合併前の各旧町の区域における「家庭系ごみ」の排出方法を旧市の制度（集積所に排出する方式）に統一（4月）</li> <li>●合併前の久留米市の区域における「家庭系燃やせるごみ」の収集業務を完全に委託（4月）</li> <li>●合併前の久留米市の区域における「粗大ごみ」、「一時多量ごみ」及び「犬、ねこ等死骸」の収集業務を委託（4月）</li> <li>●杉谷埋立地（第二処分場）建設着工（6月）</li> <li>●事業所から排出される蛍光管・乾電池の上津クリーンセンター受入れを中止（10月）</li> </ul>
21年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電動式生ごみ処理機購入補助限度額を改正（25,000円→20,000円）（4月）</li> <li>●焼却灰（主灰）のセメント資源化委託開始（10月）</li> <li>●三潴地域にて廃食用油回収開始（10月）</li> <li>●北部一般廃棄物処理施設住民説明開始（10月）</li> <li>●焼却灰セメント再資源化開始（10月）</li> </ul>
22年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●直接搬入手数料改定（家庭系：100kgごと500円→10kgごと50円、事業系：100kgごと1,500円→10kgごと150円）（4月）</li> <li>●田主丸地域にて廃食用油回収開始（4月）</li> <li>●筑紫野・小郡・基山清掃施設組合と災害・緊急時の相互協力協定締結（9月）</li> <li>●杉谷埋立地（第二処分場）完成（9月）</li> </ul>
23年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●上津クリーンセンター長寿命化計画策定（2月）</li> <li>●田主丸、城島及び三潴地域に廃棄物減量等推進員制度を導入し全市統一（4月）</li> <li>●上津クリーンセンター長期管理運営委託開始（第2期）（H23～H25）（4月）</li> <li>●レアメタルリサイクルモデル事業実施（6月～2月）</li> <li>●サンデーリサイクル（3R推進事業）開始（6月）</li> <li>●ごみ集積所からの資源物の持ち去り行為を条例で禁止（7月1日）</li> <li>●北部一般廃棄物処理施設地元合意（11月）</li> <li>○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」改正（建設系廃棄物の排出者を明確化（元請業者=排出者）・産業廃棄物収集運搬業許可制度の合理化・罰則規定を強化など）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生ごみダイエットハンドブック発行（11月）</li> <li>●生ごみ処理容器モニター事業実施（23年度～24年度）</li> <li>●上津クリーンセンター第1期改修工事（電算制御システム改修工事H23・プラント設備改修工事H23-24）</li> </ul>
24年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●久留米市ごみ処理基本計画（12年3月策定、18年7月一部修正）を一部修正（3月）</li> <li>●北部一般廃棄物処理施設用地取得（3月）</li> <li>●分別品目「牛乳パック」を「紙パック」に拡大（4月）</li> <li>●城島地域（下田校区）にて廃食用油回収開始（4月）</li> <li>●レアメタルリサイクル事業開始（5月）</li> <li>●上津クリーンセンター第1期改修工事（プラント設備改修工事H23-24）</li> </ul>
25年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●北部一般廃棄物処理施設に関する公金支出に係る住民監査請求（2月）</li> <li>●北部一般廃棄物処理施設工場棟（D B O事業）契約締結（3月）</li> <li>●資源循環推進課設置（環境政策推進課の一部・業務課）（4月）</li> <li>●合併前の久留米市の区域における「家庭系燃やせないごみ」、「カン」、「ペットボトル」、「小金属」の収集業務を完全に委託（4月）</li> <li>●「3R」ハンドブック発行（4月）</li> <li>●北部一般廃棄物処理施設に関する公金支出差止事件住民訴訟が提起される（5月）</li> <li>○「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（平成24年8月10日法律第57号）施行</li> </ul>
26年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●宮ノ陣クリーンセンター（北部一般廃棄物処理施設）工場棟工事に現場着手（1月）</li> <li>●「乾燥生ごみ活用モデル事業」開始（4月）</li> <li>●上津クリーンセンター長期管理運営委託開始（第3期）（H26～H27）（4月）</li> <li>●宮ノ陣クリーンセンターのリサイクル棟及び環境交流プラザ建築工事契約締結（12月）</li> </ul>
27年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●合併前の久留米市の区域における「ビン」の収集業務を完全に委託（4月）</li> <li>●剪定枝葉粉碎機購入補助制度開始（10月）</li> </ul>
28年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●宮ノ陣クリーンセンターリサイクル棟及び環境交流プラザ建築工事完成（1月）</li> <li>●宮ノ陣クリーンセンター試運転開始（2月）</li> <li>●高良内中継基地破碎選別機廃止（3月）</li> <li>●八女西部広域事務組合脱退（城島・三瀬地域）（3月）</li> <li>●八女西部広域事務組合の離脱により、城島及び三瀬地域の分別区分を久留米地域に統一し、市域内処理を開始（4月）</li> <li>●宮ノ陣クリーンセンターリサイクル棟稼働、環境交流プラザ開館（4月）</li> <li>●久留米市ごみ処理基本計画（H28年度～H37年度）を策定（4月）</li> <li>●新指定袋制度開始（4月） <ul style="list-style-type: none"> <li>（可燃・不燃兼用、手数料改定&lt;家庭系：大25円→35円、小15円→20円、事業系：大60円→90円、小40円→60円&gt;）</li> </ul> </li> <li>●事業所専用指定袋制度を北野、城島、三瀬地域に導入（4月）</li> <li>●容器包装プラスチック（一部）及び使用済み小型家電を加え、新18種分別収集を開始（4月） <ul style="list-style-type: none"> <li>※田主丸地域の分別を25種から23種に変更（ビン7種を3種、ペットボトル2種を1種に、</li> </ul> </li> </ul>

	<p>飲食用以外のビン・ガラス類、小型家電、特定品目を追加) (4月)</p> <p>※北野地域の分別を13種から14種に変更(少量のがれき類を追加) (4月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●粗大ごみ及び特別申込収集制度を全市統一し、受付業務(コールセンター方式)と収集業務を併せて民間委託(4月)</li> <li>●「リサイクル宝の市」及び「サンデーリサイクル」の会場を上津クリーンセンターから宮ノ陣クリーンセンターへ変更(4月)</li> <li>●城島地域(浮島校区)にて廃食用油回収開始(4月)</li> <li>●上津クリーンセンター長期管理運営委託開始(第4期)(H28～H30) (4月)</li> <li>●宮ノ陣クリーンセンター工場棟竣工(6月)</li> <li>●上津クリーンセンター第2期改修工事(プラント設備改修工事 H28-29)</li> </ul>
29年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●熊本県からの災害廃棄物受け入れ開始(平成28年熊本地震) (2月)</li> <li>●(公社)福岡県産業資源循環協会と災害廃棄物の処理等に関する協定書を締結(3月)</li> <li>●東峰村からの災害廃棄物受け入れ開始(平成29年九州北部豪雨) (7月)</li> <li>●ペットボトルの分別変更(ラベル除去)及び容器包装プラスチックの対象品目拡大(軟質プラスチックの追加) (10月)</li> </ul>
30年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●熊本県からの災害廃棄物受け入れ終了(平成28年熊本地震) (1月)</li> <li>●朝倉市からの災害廃棄物受け入れ開始(平成29年九州北部豪雨) (4月)</li> <li>●久留米市災害廃棄物処理計画策定(8月)</li> </ul>
令和元年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●朝倉市からの災害廃棄物受け入れ終了(平成29年九州北部豪雨) (3月)</li> <li>●宮ノ陣クリーンセンター固化灰(ばいじん)のダイオキシン類埋立基準値超過判明(3月)</li> <li>●家庭系可燃物収集路線の見直し(4月)</li> <li>●上津クリーンセンター長期管理運営委託開始(第5期)(R1～R3) (4月)</li> <li>●佐賀県大町町からの災害廃棄物受け入れ(令和元年8月豪雨) (9～10月)</li> <li>○食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年10月1日法律第19号)施行</li> </ul>
2年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大牟田市からの災害廃棄物受け入れ(令和2年7月豪雨) (7月～10月)</li> <li>●上津クリーンセンター更新に向け、施設整備基本計画に着手(9月)</li> </ul>

## 資料4 組織図

### 1 久留米市



※ 久留米市行政組織条例（昭和43年久留米市条例第46号）

※ 久留米市総合支所設置条例（平成16年久留米市条例第43号）

※ 久留米市行政組織規則（昭和39年久留米市規則第54号）

## 2 一部事務組合

うきは久留米環境施設組合

●共同処理する事務

- ・可燃・不燃・粗大ごみ処理施設の建設及び管理運営に関する事務
- ・最終処分場の建設及び管理運営に関する事務
- ・その他

●構成団体

うきは市・久留米市

※久留米市は、田主丸地域に係る事務に限り処理を行う。

甘木・朝倉・三井環境施設組合

●共同処理する事務

- ・可燃・不燃・粗大ごみ処理施設の建設及び管理運営に関する事務
- ・最終処分場の建設及び管理運営に関する事務
- ・その他

●構成団体

朝倉市・筑前町・東峰村・久留米市・大刀洗町

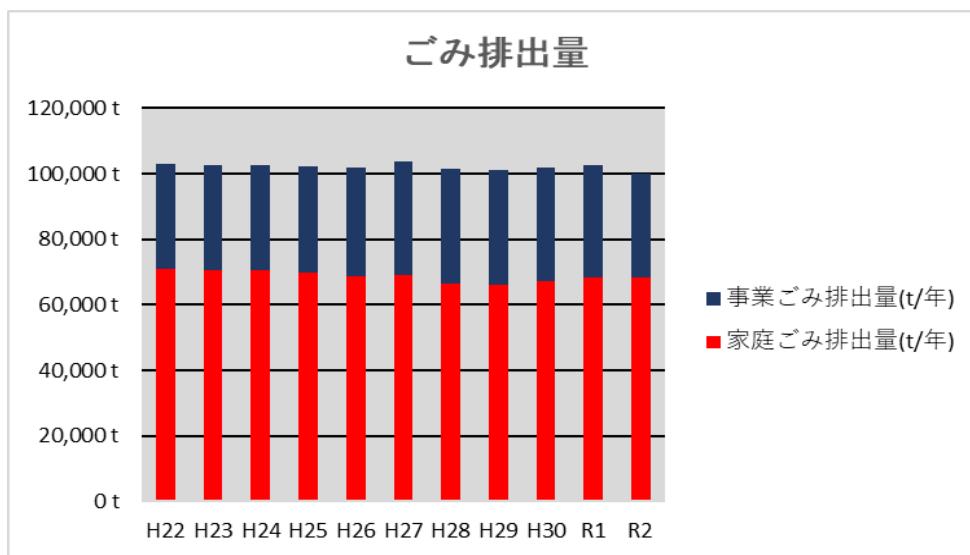
※久留米市は、北野地域に係る事務に限り処理を行う。

## 資料5 ごみ排出及び処理・処分の概要

### 1. ごみ排出量等の推移

#### ①総ごみ排出量

総ごみ排出量は、近年、年間約10万トンの横ばい傾向で推移しています。令和元年度は、改元や消費増税前の駆け込み需要などの影響により、家庭ごみ排出量が増加し総ごみ排出量が増加しました。令和2年度は、新型コロナウイルスの影響で事業活動が縮小したこと事業ごみ排出量が減少し、総ごみ排出量は過去最少となりました。

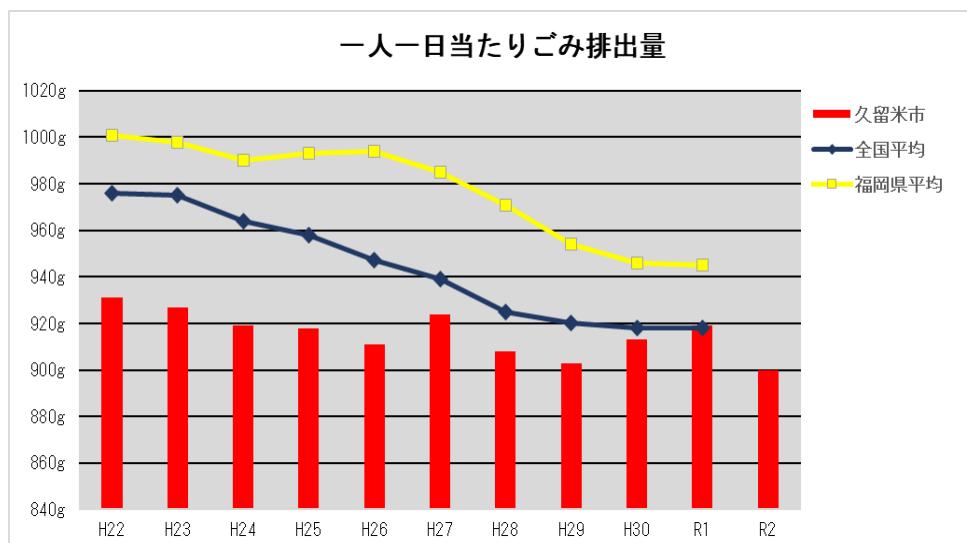


#### ②一人一日当たりのごみ排出量

一人一日当たりのごみ排出量は、平成26年度までは減少傾向にありましたが、平成27年度以降は増減しています。

令和2年度の一人一日当たりのごみ排出量は900gで、中間目標値943g以下を達成していますが、家庭から排出されるごみ排出量は615gで、中間目標値611g以下を達成していないため、更なる排出抑制・減量化が必要です。

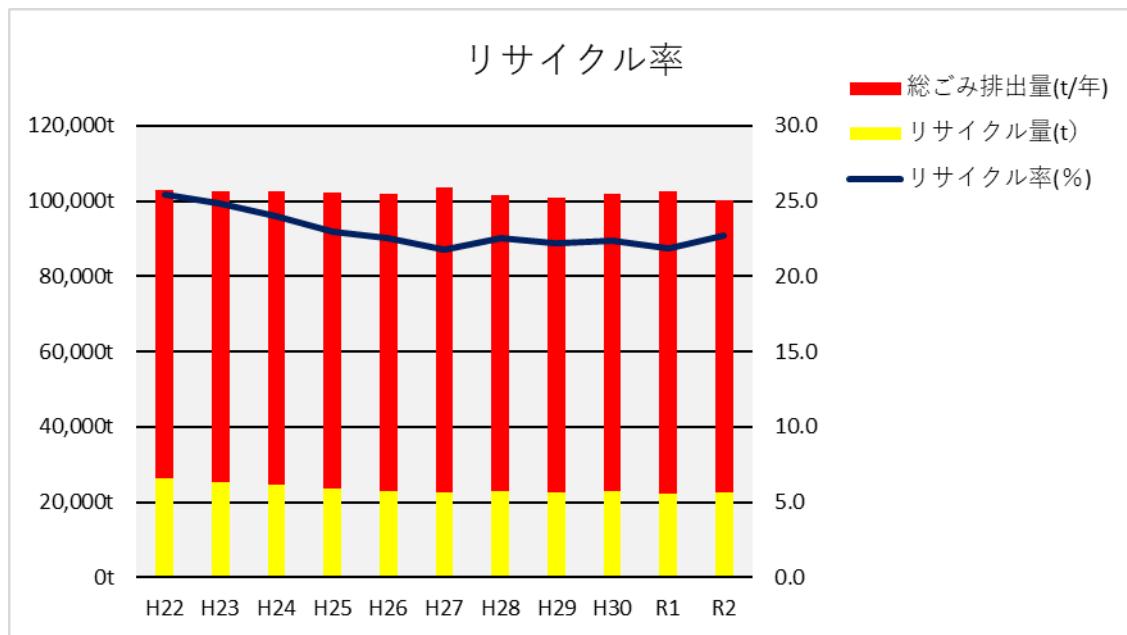
なお、本市の一人一日当たりのごみ排出量は、令和元年度を除いて、全国平均や福岡県、中核市の平均値より少ない傾向にあります。



### ③リサイクル率

リサイクル率は、電子機器の普及等により紙類の排出量が減少しているため、平成 23 年度から平成 27 年度までは年々減少傾向にありました。しかし、平成 28 年度以降は容器包装プラスチックや小金属の排出量が増加したこと等の影響により、およそ 22% 台で推移しています。

令和 2 年度のリサイクル率は 22.7% で、中間目標値 23% 以上を 0.3 ポイント下回っており、ごみの排出段階での分別を推進するなど、目標達成に向けて更なる再資源化に努める必要があります。



## 2. ごみ排出量及び処理量（全市）

(単位 : t)

		H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
A	総ごみ排出量 (B+C)	103,093	102,628	102,484	102,336	101,782
B	家庭ごみ排出量	70,775	70,675	70,466	69,724	68,783
C	事業所ごみ排出量	32,318	31,953	32,018	32,612	32,999

D	一人当たり排出量g／(人・日)	931	927	919 (927)	916 (925)	911 (919)
---	-----------------	-----	-----	--------------	--------------	--------------

※平成24年度から外国人人口を含んで算定しています。数値下の（ ）は外国人人口を除いた場合の数値。

E	資源化量	22,372	21,817	21,204	20,412	19,898
F	団体回収量	3,835	3,607	3,426	3,127	2,960
G	リサイクル量 (E + F)	26,207	25,424	24,630	23,539	22,858

H	リサイクル率 (%)	25.4	24.8	24.0	23.0	22.5
---	------------	------	------	------	------	------

I	直接焼却	81,260	81,246	81,443	82,006	82,363
J	残渣焼却	4,531	4,667	5,164	5,549	5,655
K	焼却処理量 (I + J)	85,791	85,913	86,607	87,555	88,018

L	RDF 化	3,741	3,708	3,809	3,867	3,843
---	-------	-------	-------	-------	-------	-------

M	焼却残渣	2,717	2,569	2,486	2,521	2,425
N	不燃ごみ	583	569	624	611	603
O	最終処分量 (M+N)	3,300	3,138	3,110	3,132	3,028

P	最終処分率 (%)	3.2	3.1	3.0	3.1	3.0
---	-----------	-----	-----	-----	-----	-----

\* 焼却処理量は、中間処理施設において、焼却・溶融処理した量

\* 一人当たりの排出量・・・A／(人口・年間日数)

\* リサイクル率・・・・G／A

\* 最終処分率・・・・O／A

(単位 : t)

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
A	総ごみ排出量 (B+C)	103,614	101,680	101,047	101,939	102,611	100,158
B	家庭ごみ排出量	69,144	66,517	66,155	67,315	68,383	68,457
C	事業所ごみ排出量	34,470	35,163	34,892	34,624	34,228	31,701

D	一人当たり排出量g／(人・日)	924 (933)	908 (918)	903 (914)	913 (925)	919 (932)	900 (913)
---	-----------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

E	資源化量	19,681	20,276	19,876	20,404	20,161	21,123
F	団体回収量	2,866	2,645	2,592	2,443	2,271	1,640
G	リサイクル量 (E + F)	22,547	22,921	22,468	22,847	22,432	22,763

H	リサイクル率 (%)	21.8	22.5	22.2	22.4	21.9	22.7
---	------------	------	------	------	------	------	------

I	直接焼却	79,499	77,799	79,079	79,449	80,902	78,503
J	残渣焼却	6,574	7,812	6,353	6,853	6,138	6,229
K	焼却処理量 (I + J)	86,073	85,611	85,432	86,302	87,040	84,732

L	RDF 化	3,739	3,738	3,813	3,878	4,029	3,875
---	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

M	焼却残渣	2,414	2,368	2,124	2,229	2,154	2,188
N	不燃ごみ	639	74	90	78	128	104
O	最終処分量 (M+N)	3,053	2,442	2,214	2,307	2,282	2,292

P	最終処分率 (%)	3.0	2.4	2.2	2.3	2.2	2.3
---	-----------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

\*焼却処理量は、中間処理施設において、焼却、溶融処理した量

\*一人当たりの排出量・・・A／(人口・年間日数)

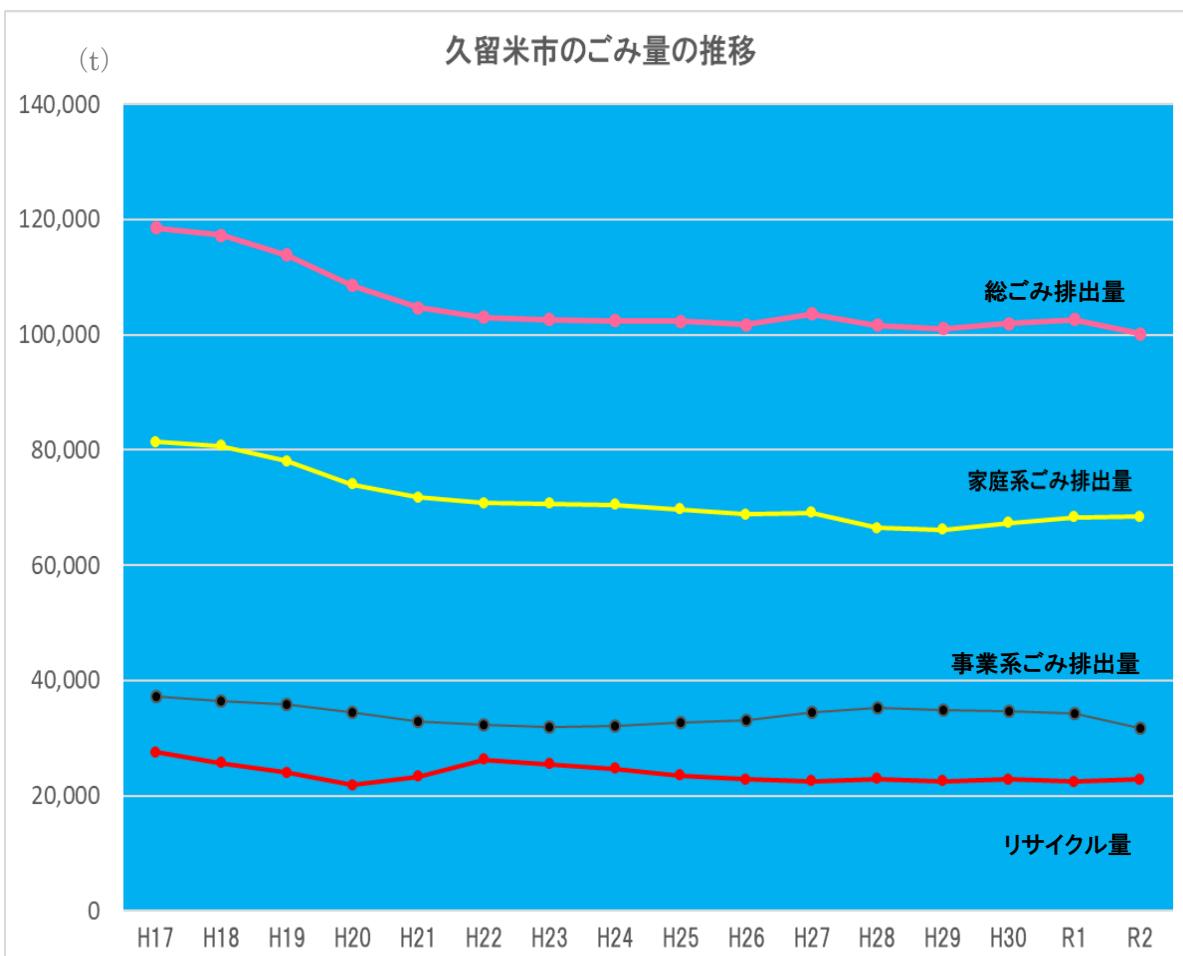
\*リサイクル率・・・・G／A

\*最終処分率・・・・O／A

<参考>

リサイクル率については、22.7% (R2) ですが、焼却灰の資源化や溶融スラグなど焼却・ RDF・溶融処理後のリサイクル量を除いた直接資源化の率は、11.7%となります。

【参考：ごみ排出量の推移（平成17年度～令和2年度）】



	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
総ごみ排出量(t/年)	118,571	117,259	113,873	108,562	104,672	103,093	102,628	102,484	102,336	101,782	103,614
家庭ごみ排出量(t/年)	81,394	80,754	78,081	74,058	71,745	70,775	70,675	70,466	69,724	68,783	69,144
事業ごみ排出量(t/年)	37,177	36,505	35,792	34,504	32,927	32,318	31,953	32,018	32,612	32,999	34,470
リサイクル量(t)	27,562	25,642	23,942	21,806	23,264	26,207	25,424	24,630	23,539	22,858	22,547
リサイクル率(%)	23.2	21.9	21.0	20.1	22.2	25.4	24.8	24.0	23.0	22.5	21.8
1人1日あたりのごみ量(g)	1,062	1,051	1,020	978	945	931	927	919	916	911	924

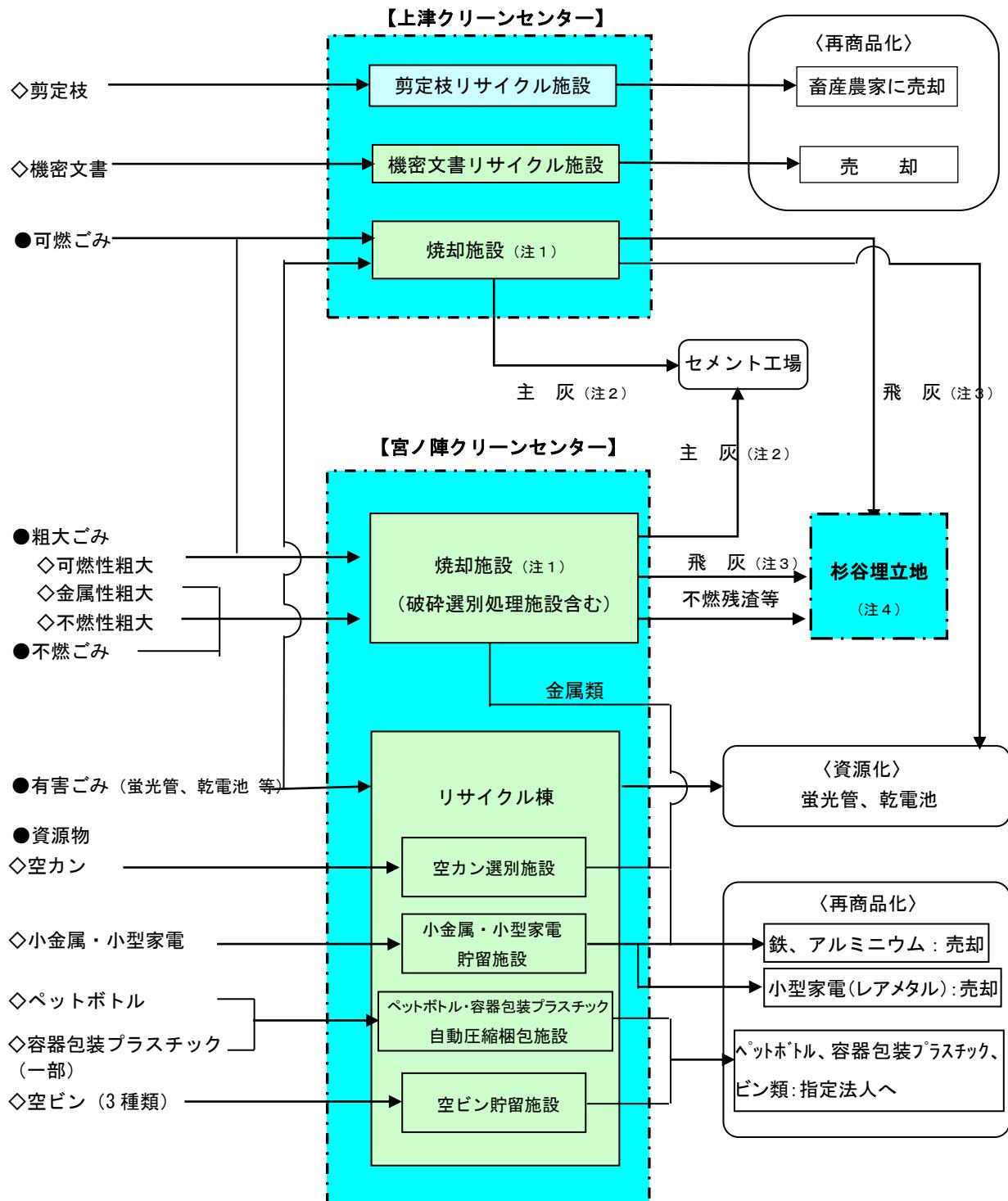
	H28	H29	H30	R1	R2
総ごみ排出量(t/年)	101,680	101,047	101,939	102,611	100,158
家庭ごみ排出量(t/年)	66,517	66,155	67,315	68,383	68,457
事業ごみ排出量(t/年)	35,163	34,892	34,624	34,228	31,701
リサイクル量(t)	22,921	22,468	22,847	22,432	22,763
リサイクル率(%)	22.5	22.2	22.4	21.9	22.7
1人1日あたりのごみ量(g)	908	903	913	919	900

※一人一日当たりのごみ排出量は、平成24年度から外国人人口を含んで算定。

### 3. ごみ処理の流れ

#### 【久留米、城島、三潴地域】

※資源物のうち民間施設へ直接搬入される古紙・古布及び集団回収は除く



注1：処理方法は、全連続燃焼式（ストーカー炉）。ごみの送り速度と燃焼用空気の量を調整することで900℃程度で燃焼させる方法。

注2：ごみを燃やした際の燃えがら

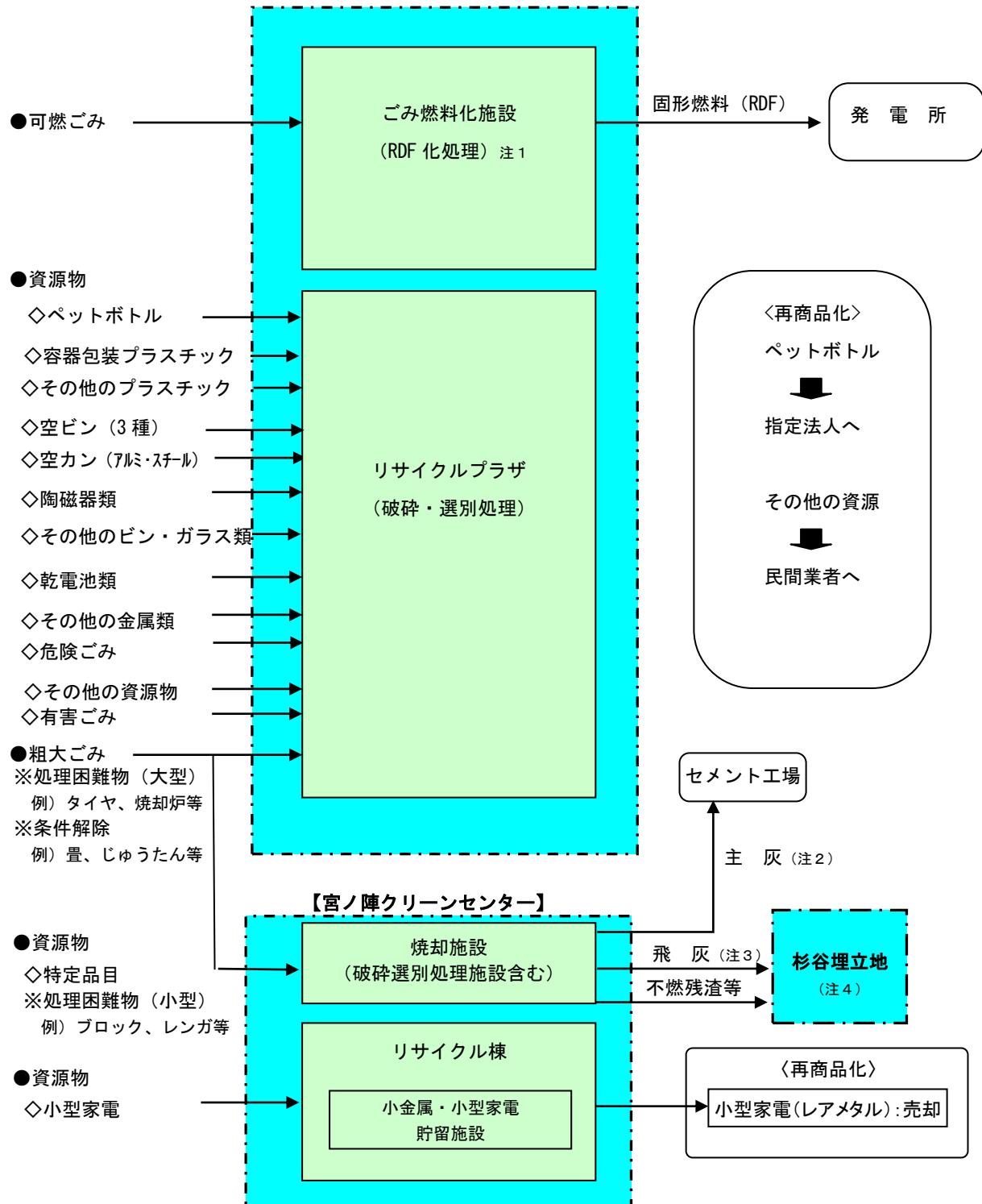
注3：排ガス中の小さな塵

注4：埋立方式は、セル式（埋立作業終了ごとの覆土）及びサンドイッチ方式（一定埋立高さ到達ごとの覆土）

## 【田主丸地域】

※資源物のうち直接搬入の古紙・古布  
及び集団回収は除く

### 【うきは久留米環境施設組合】(耳納クリーンステーション)



注1：処理方法は、灯油燃焼乾燥方式+圧縮成形方式 (RDF)。ごみを破碎・乾燥・成形し、固体燃料 (RDF) 化する方式。

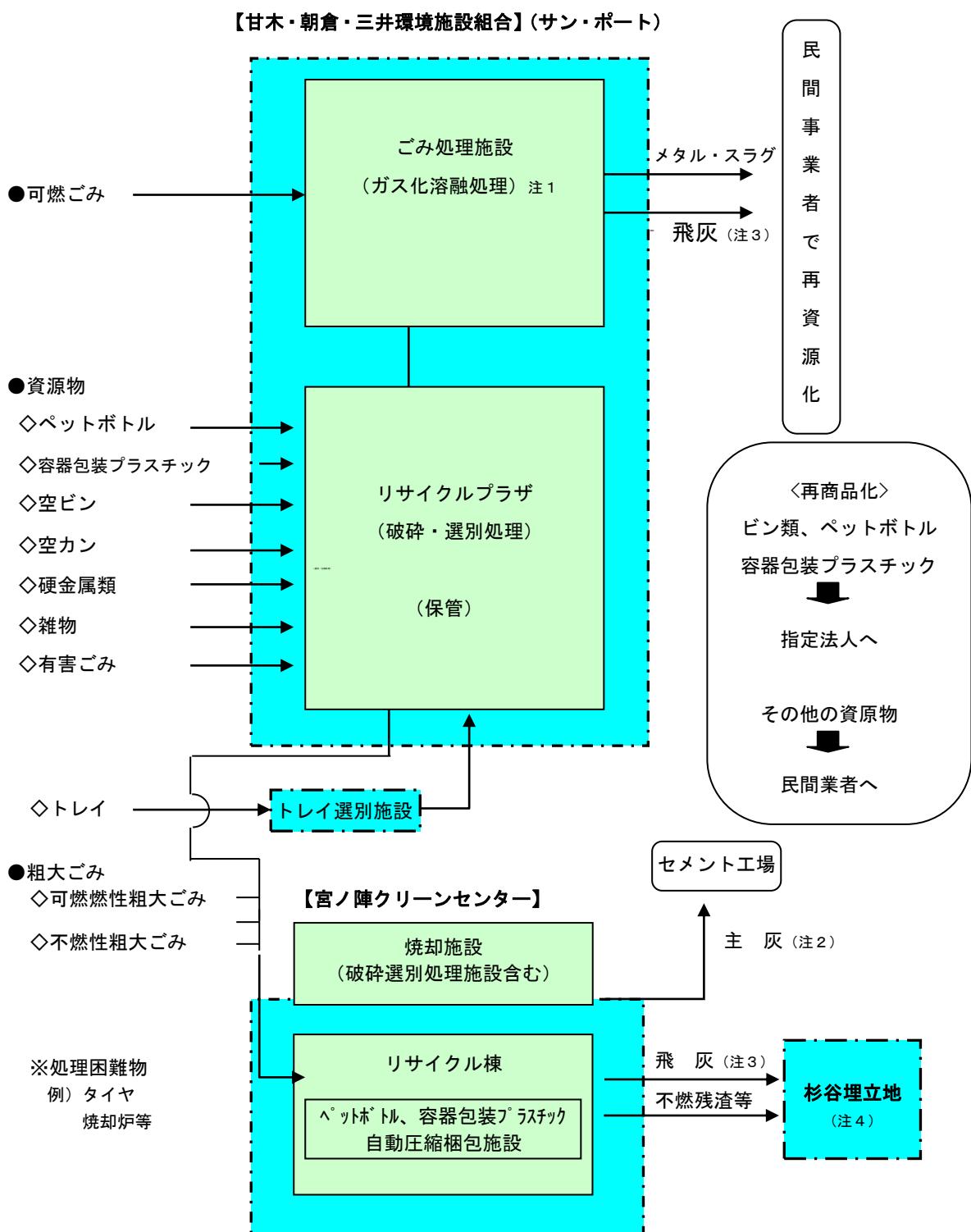
注2：ごみを燃やした際の燃えがら

注3：排ガス中の小さな塵

注4：埋立方式は、セル式 (埋立作業終了ごとの覆土) 及びサンドイッチ方式 (一定埋立高さ到達ごとの覆土)

【北野地域】

※資原物のうち直接搬入の古紙・古布  
及び集団回収は除く



※令和4年度末で甘木・朝倉・三井環境施設組合を脱退するため、令和5年度以降、北野地域は、久留米・三瀬・城島地域と同じく、市内の中間処理施設で中間処理及び最終処分となります。

注1：処理方法は、高温ガス化直接溶融炉製鉄のコークスを使った高炉技術を応用し、1800°C程度でごみのガス化と溶融を行う方式

注2：ごみを燃やした際の燃えがら

注3：排ガス中の小さな塵

注4：埋立方式は、セル式（埋立作業終了ごとの覆土）及びサンドイッチ方式（一定埋立高さ到達ごとの覆土）

## 資料6 ごみ量推計

### 1 ごみ量予測の考え方

ごみは市民の意識や社会・経済情勢、あるいは天変地異に伴って大幅に変動するので、その予測は非常に困難です。しかし、ごみの量は清掃行政における施策を展開する上での根幹をなすものであり、特に将来のごみ処理施設の計画には非常に重要な要因です。

本計画では過去の実績を基礎として最新の数値（令和2年度までの実績数値）をもとにごみ量を予測するものとし、以下のような考え方で予測を行います。

#### ①ごみ排出量

本編5、6ページに記載のとおり。

#### ②推計にあたってのごみの種類

ごみの種類は細分化すると様々なものに分けられますが、以下のとおり種類ごとにまとめて推計します。

分類		種類	構成要素
ご み  排 出  量	計画収集	可燃ごみ	収集可燃ごみ
		不燃ごみ	収集不燃ごみ
		粗大ごみ	可燃粗大ごみ、不燃粗大ごみ、
		資源物	空カン、空ビン、ペットボトル、古紙、古布、牛乳パック、容器包装プラスチック、有害ごみ
ご み  排 出  量	直接搬入	可燃ごみ	直接搬入可燃ごみ
		不燃ごみ	直接搬入不燃ごみ、直接搬入金属
		粗大ごみ	直接搬入粗大ごみ（可燃、不燃、金属）
		資源物	直接搬入機密文書、直接搬入剪定枝
	集団回収	資源物	紙類、金属類、ビン類、布類等

## 2 年度別ごみ排出量等推計

### ①ごみ排出量推計

(単位: t/年)

年度	計画収集				直接搬入				集団回収	合計	備考
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源物	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源物			
R03	74,558	904	1,016	7,422	9,094	1,210	4,534	1,243	1,664	101,646	
R04	74,628	905	1,017	7,429	9,103	1,211	4,539	1,244	1,666	101,741	
R05	74,820	907	1,019	7,448	9,126	1,214	4,550	1,248	1,670	102,002	
R06	74,764	907	1,019	7,442	9,119	1,213	4,547	1,247	1,669	101,926	
R07	74,748	907	1,018	7,441	9,117	1,213	4,546	1,246	1,669	101,905	
R08	74,837	908	1,020	7,449	9,128	1,214	4,551	1,248	1,671	102,026	
R09	74,968	909	1,021	7,462	9,144	1,216	4,559	1,250	1,674	102,204	

### ②ごみ処理量推計

(単位: t/年)

年度	可燃ごみ 処理量	不燃ごみ 処理量	粗大ごみ 処理量	合計	備考
R03	83,653	2,114	5,550	91,317	
R04	83,731	2,116	5,555	91,402	
R05	83,946	2,121	5,570	91,637	
R06	83,883	2,120	5,566	91,568	
R07	83,866	2,119	5,564	91,549	
R08	83,965	2,122	5,571	91,658	
R09	84,112	2,126	5,581	91,818	

可燃ごみ処理量：収集可燃ごみ量+直接搬入可燃ごみ量

不燃ごみ処理量：収集不燃ごみ量+直接搬入不燃ごみ量

粗大ごみ処理量：収集粗大ごみ量+直接搬入粗大ごみ量

### ③埋立量推計

(単位: t/年)

年度	灰量	不燃等	埋立合計	備考
R03	2,114	124	2,238	
R04	2,081	134	2,215	
R05	2,048	144	2,191	
R06	2,015	154	2,168	
R07	1,982	163	2,145	
R08	1,949	173	2,122	
R09	1,916	183	2,099	

※埋立容量は、埋立量（重量）を容量（容積）に換算し、更に覆土を加えた量です。

灰量 : 固化灰（上津及び宮ノ陣）

不燃等 : 不燃（残渣）、処理不適物、土砂・ブロック等

## 資料7

## ごみ処理経費の推移

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総経費	経費総額(千円)	4,986,218	4,987,427	5,014,774	4,997,267	5,055,103
	総ごみ発生量(t)	101,680	101,047	101,939	102,611	100,158
	1t当たり処理経費(円)	49,038	49,358	49,194	48,701	50,471
	1世帯当たり処理経費(円)	37,739	37,344	37,274	36,625	36,630
	1人当たり処理経費(円)	16,284	16,321	16,458	16,400	16,624
収集経費	経費総額(千円)	1,135,836	1,126,278	1,111,875	1,180,186	1,211,680
	収集量(t)	58,491	57,881	58,319	58,743	59,178
	1t当たり処理経費(円)	19,419	19,459	19,065	20,091	20,475
	1世帯当たり処理経費(円)	8,597	8,433	8,264	8,650	8,780
	1人当たり処理経費(円)	3,709	3,686	3,649	3,873	3,985
焼却経費	経費総額(千円)	2,648,128	2,640,501	2,639,632	2,617,853	2,615,395
	焼却量(t)	89,432	89,245	90,180	91,069	88,607
	1t当たり処理経費(円)	29,611	29,587	29,271	28,746	29,517
	1世帯当たり処理経費(円)	20,043	19,771	19,620	19,186	18,952
	1人当たり処理経費(円)	8,648	8,641	8,663	8,591	8,601
埋立経費	経費総額(千円)	208,134	192,782	211,539	233,092	195,977
	埋立量(t)	2,443	2,214	2,307	2,282	2,292
	1t当たり処理経費(円)	85,196	87,074	91,694	102,144	85,505
	1世帯当たり処理経費(円)	1,575	1,443	1,572	1,708	1,420
	1人当たり処理経費(円)	680	631	694	765	644
リサイクル 経費	経費総額(千円)	648,474	653,792	637,255	597,196	655,556
	リサイクル量(t)	22,921	22,468	22,847	22,432	22,763
	1t当たり処理経費(円)	28,292	29,099	27,892	26,623	28,799
	1世帯当たり処理経費(円)	4,908	4,895	4,737	4,377	4,750
	1人当たり処理経費(円)	2,118	2,140	2,091	1,960	2,156

## 本計画と関連する主なS D G s のゴール・ターゲット

ゴール	ターゲット		関連する施策
<b>2 飢餓をゼロに</b> 	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	2. 1	2030年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
<b>4 質の高い教育をみんなに</b> 	すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	4. 7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
<b>6 安全な水とトイレを世界中に</b> 	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	6. 3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
<b>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</b> 	強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	9. 4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各國の能力に応じた取組を行う。
<b>11 住み続けられるまちづくりを</b> 	包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	11. 6	2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
<b>12 つくる責任つかう責任</b> 	持続可能な生産消費形態を確保する	12. 3 12. 5 12. 8	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。  2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。  2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。

ゴール		ターゲット		関連する施策
<b>13</b>  気候変動に具体的な対策を講じる	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	13. 3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	2R（発生抑制・再使用）+R（再資源化）の推進
<b>14</b>  海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	14. 1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。	使用済プラスチック製品の回収、脱プラスチックの取組み
<b>15</b>  陸の豊かさも守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	15. 4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。	安定的なごみ処理施設の運営・整備
<b>17</b>  パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	17. 17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	市民や事業者との協働によるごみ減量の取組み、災害時広域連携の推進